

平成16年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年6月16日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年6月16日 午前10時00分
	延 会	平成16年6月16日 午後 4時50分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	×
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	水道課長	松澤 武夫
助役	大沼 隆	病院事務長	古川 福一
収入役	黒田 庄司	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
総務課長	田辺 正保	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
行財政課長	斉藤 健一	監査委員	今村 實
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査事務局長	阿野 幸男
税務課長	大野 榮司	教育長	富澤 泰
町民課長	久保 一将	教委管理課長	柿崎 修一
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委生涯 学習課長	松浦 正之
環境政策課長	佐藤 悟	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
農政課長	西野 清	農委事務局長	藤田 稔
水産課長	大崎 広也		
商工観光課長	高根 行晴		
建設課長	北村 誠		

1. 会議録署名議員

15番	佐齋 周二	1番	室崎 正之
16番	竹田 敏夫		

1. 会 期

6月16日から6月21日までの6日間(休 会6月19日、20日の2日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

議 長	<p>ただいまより平成16年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻 10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番佐齋議員、16番竹田議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。</p> <p>9番、松岡委員長。</p>
9 番	<p>去る14日と本日9時半より議会運営委員会を開催いたしました。協議の内容につきましては、第2回定例会の議事運営についてであります。</p> <p>諸般報告、例月出納検査報告がありまして、そのほか、各委員会から予定されている案件といたしましては、産業建設、厚生文教常任委員会並びに議会運営委員会の所管事務調査の報告がなされます。</p> <p>また、閉会中の継続審査の申出書につきましては、各常任委員会と議会運営委員会の申し出がなされます。</p> <p>次に、議会提出の案件についてであります。請願第2号 北海道独自の「重度心身障害者医療給付事業」の見直しに貴厚岸町議会も私達患者の意向に賛同していただくための請願書、並びに14日の議会運営委員会後に提出されました請願第3号 「重度心身障害者医療助成制度」及び「北海道特定疾患対策単独事業」の見直し撤回と制度の充実を求める請願書については、本日審議することに決定いたしました。審査の方法については、本会議において審査をすることにいたしました。</p> <p>次に、議員の派遣についてでございますが、来月行われます北海道議長会主催の議員研修会に議員を派遣することにいたしました。</p> <p>次に、町長提案の議案でございますが、議案第4号から7号の4件並びに議案第41号から52号までの12件につきましては、本会議において審査することにいたしま</p>

す。

次に、議案第53号から56号、補正予算4件につきましては、各会計補正予算特別委員会を設置し、会期中に審査をすることにいたします。

なお、一般質問は7名の通告がございました。

次に、会期でございますが、本日より18日までの3日間とすることに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日から18日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成16年3月10日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向はおおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、6月9日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第55回定例総会、北海道石炭町村議会議長連絡協議会臨時会総会には私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途、議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきました。

いと思います。

以上、諸般報告といたします。

議 長

日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思ひます。

議 長

日程第6、請願第2号 北海道独自の「重度心身障害者医療給付事業」の見直しに貴厚岸町議会も私達患者の意向に賛同していただくための請願書、日程第7、請願第3号 「重度心身障害者医療助成制度」及び「北海道特定疾患対策単独事業」の見直し撤回と制度充実を求める請願書、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読（朗読内容省略）

議 長

紹介議員であります田宮議員より説明を求められておりますので、これを許します。

14番、田宮議員。

14 番

貴重な審議の時間を割いていただきまして、ご審議を煩わせることとなりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思ひます。

請願第2号並びに第3号は、同じような趣旨の請願でありますので、あわせてご説明を申し上げたいというふうに思ひます。

北海道は、財政難を理由にいたしまして、重度心身障害者、母子世帯、乳幼児、ひとり暮らしのお年寄りなど、道単独の医療費助成制度について、住民税非課税世帯、3歳未満を除いて、原則として1割負担を、通院は1万2,000円、入院は4万200円を限度として負担増を決めました。老人医療費については8月から、障害者などについては10月1日からの実施となる予定であります。

今審議をいただきます請願を出された釧路地方腎友会の方々は、人工透析の患者さんでありまして、今回、道の1割負担導入で大きな打撃を受けることとなります。

請願の内容をお読みいただければおわかりのように、まさに命の叫びではないかと思うわけでありまして。

請願事項の1点目は、患者負担の月額上限額を全国並みに下げるということであ

りますが、これは、全国都道府県同じようなことが行われておりますが、今一番負担の高いところは岩手県だそうでありまして、通院が 1,500円、入院が 5,000円の上限だそうであります。これが今全国で一番高いところでありまして、北海道の 1万 2,000円、4万 200円というのは、非常に上限が高く重たいものだということがおわかりいただけるのではないかとこのように思います。

さらに、札幌市の高齢者医療費償還払い制度、これは、当町はやっておりますけれども、全道自治体に適用してほしいということでもあります。

その次は、更生医療指定機関。厚岸町は、この前の議会で私もお質問申し上げましたが、最近町立厚岸病院は更生医療指定機関の指定を受けたというふうにお伺いをいたしておりますが、更生医療機関になりますと 1割負担がなくなるということでもあります。

それから、もう一つ、北海道特定疾患対策単独事業であります、全国の特定疾患、国が定めたものが45ございます。北海道は、それとは別に7つの疾患を、北海道の特定疾患対策単独事業として助成措置がとられておりますが、この見直しが見直しが現在進められようとしているわけでありまして、これも見直しされることにより患者の皆さんへの負担が大変重くなるということがございます。

どうかこのご趣旨を十分お酌み取りいただきまして、ご採択いただくようお願いを申し上げます、説明を終わります。

議 長

お諮りいたします。

本2件の請願については、急を要するため、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本2件の請願については委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

(「議事進行」の声あり)

議 長

9 番。

9 番

この際、今回提出されております議案第50号 厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、これが付議されてお

ます。この請願と相反する面も随分あろうかと思しますので、この提案された議案の内容を、この際、説明していただきたいと思います。

私ども審査の対象に、対象といいますか、採決の態度を決めるためにもこのことが必要であろうかと思しますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長 　　ただいま9番議員さんから、この請願書について審査するために、議案49号、50号の中身についても説明をいただきたいと、そういうことで提案いたされましたが、どうですか、皆さん。そういうふうな進め方したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　　それでは、ただいま9番さんから出された件については、そのように進めていきたいと、このように思います。

それでは、改めて質疑を行います。

（「いやいや、説明して」の声あり）

議長 　　それでは、町民課長、説明してください。

町民課長 　　それでは、このたび提出をさせていただいております議案第50号 厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議題の内容につきましてご説明をさせていただきます。

それで、請願にございます北海道医療給付事業につきましては、説明理由の中で田宮議員さんからもお話がありまして、内容としてはそのとおりでございます。現在、乳幼児医療費それから重度心身障害者、母子家庭等、それからひとり暮らし等の老人の方々に、北海道の医療給付事業として市町村が実施をする医療給付について、道が一定の負担をするという中身でございます。

それで、重度心身障害者に限ってお話をさせていただきますが、お話ありましたように、従来は医療機関にかかる場合には、初診時の一部負担金、一般医療であれば580円であります。それから、歯医者の場合には510円、柔道整復については270円という金額を負担されれば、あとは基本的には医療保険が7割を負担いたします。残りの部分を重度心身障害者医療制度の中で負担をするという中身になっておりまして、これがお話にありましたように、16年10月から、基本的には1割負担をお願いするというふうに北海道は給付事業の内容を変更したところであります。

例外的に、3歳未満児、それから町民税非課税世帯の方については、従来どおり初診時一部負担でよろしいという中身でございました。

私ども北海道のこうした変更については、受給者の方々の負担増ということも含めてお話を申し上げてきましたが、北海道も財政事情が非常に厳しいという中で、この独自に持っております医療給付事業についても見直しをせざるを得ない。見直しをする前提としましては、制度の安定的な運営を図る、なくすということではなくて継続をしたいということが前提でございまして、そういう意味で、最終的にはお話がありましたような内容になって、10月1日からそれを適用するというところでございます。

当町としましても道の方針を受けて、検討させていただきましたが、厚岸町自体も非常に厳しい財政事情の中で、北海道が対象外とする方々を支援するという財源そのものが、今非常にそれを負担するということについては厳しいという状況の中で、北海道と同様の見直しをしようということを選択しまして、今回議案を提出させていただいて、それで10月1日から施行ということになることになっておりますので、それまでの間、事務的な準備等も含めて進めていこうということで、今回提出をさせていただいたところであります。

それで、現在、当町におきます重度心身障害者の対象者の方ではありますが、参考資料でも提出をさせていただいておりますけれども——参考資料といいますのは議案の参考資料でございます。総数で294名の方がいらっしゃいます。このうち、お話のありました人工透析をされている方が32名でございます。じゃ、1割負担の対象外になる町民税非課税世帯がどの程度いるんだということにつきましては、294名のうち、課税世帯が152名であります。51.7%の方々が1割負担の対象になってくるという状況でございます。

それで、自己負担そのものは、私ども年間推計の中でどの程度になるかというのも実は推計をさせていただいております、1カ月約110万円が自己負担となっております。単純に1年分推計で1,330万円というものが自己負担として出てくるだろうという推計をさせていただいているところであります。

先ほど言われております自己負担の限度額のお話ではありますが、通院で1カ月1万2,000円、それから入院で4万200円であります。この金額は、老人保健でかかっていらっしゃる方々、一般の方ですね。非課税世帯ではなくて一般の方々と同レ

ベルの負担額でありまして、私どもも同じ負担をしなきゃいけないという状況の中で、このレベルの負担については、現状やむを得ないのかなということで、条例改正に当たりましてこの限度額を導入させていただくという中身で提案をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長 これより、請願第2号、請願第3号について一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければ、初めに、請願第2号についてお諮りいたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

議長 9番、議事進行について。

9番 ただいま聞いたばかりで、予備知識がほとんどない。そしてまたここに、条例案が付議されていると、こういったことから考えて、非常にやっぱり慎重に審議しなければならんと思います。

そういう面からいって、採決までにもう少し時間をとっていただきたい。会期中には採決してもいいですけれども、もう少しやはり勉強するといえますか、そういうことについての時間を欲しいと思いますので、会期中内の継続審査をお願いしたいと、このように思います。

議長 休憩いたします。 休憩時刻 10時28分

議長 再開いたします。 再開時刻 10時29分

9番さんから、この結論につきましては、内容を個々の議員さんがもっと精査する必要があるので、今日は結論を出さないで、後刻結論を出すようにしたらいかかと、こういう提案なんですが、そのようにしてもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

議長 議事進行ですか。今の意見ですか。

3番。

3番 9番さんのご意見もごもっともと存じますけれども、私は……。

議長 ちょっと待ってください。今、9番さんが提案したことについてどうするかということです。

3 番 はい。よろしいですか。

議 長 はい。

3 番 ご意見ごもっともと思います。慎重な判断が求められるわけでございますけれども、議案は、既に数日前に配付がなされており、この請願書におきましても関連のある関係もありますけれども、一部は事前に配付がなされています。

そんな関係で、それぞれ議員の皆さんの良識のある判断は既にされてもいかなものかと、私は判断をいたします。

議 長 そうすると、この席で決をとった方がよろしいと。

3 番 はい。

議 長 他にご意見。

8 番 8 番。

今 9 番議員さんが動議をかけるように、非常にこの問題は、町としても出され、また住民からとしても出され、非常に議会として、議員として、難しい判断が正直言って求められている。

本日、今請願の 2 号については、さきの議会運営委員会で出されまして、3 号については、同趣旨のものでありますけれども、けさの議運にかかってと。先ほど、3 番議員さんの方から言われているように、議案についてもこのことについてかわって随分出されていますが、私は、この 3 日間、先ほど会期 3 日と決めましたので、その間でもう少しそろった状況の中で、時間をかけて審議させていただきたいというふうに思います。

議 長 13 番。

1 3 番 ただいま議事進行についていろいろと意見が出されておりますけれども、私は、請願者からの請願事項につきましては、詳しくただいま述べられましたことですし、さらには理事者側からも説明を受けました。そして議案も既に早く前に配付されております都合上、議員はそれぞれの任務を研究してきていると私は判断いたします。よって、本件につきましては、この場で採決をしてほしいと、このように思います。ご理解ある議員さんの賛成を求めます。

議 長 他にありませんか。

休憩いたします。

休憩時刻 10 時 34 分

議長 再開いたします。 再開時刻 10時34分
あれですね、延ばして今会期中に結論を出すべきだというご意見と、今日結論出すべきだというご意見と両方出ているんですが……。

(発言する者あり)

議長 そういう意見が出ましたので、皆さん方に……。

(発言する者あり)

議長 わかりました。

それでは、これより請願第2号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「反対」の声あり)

議長 反対ありますか。

これより、反対者がおりますので、起立により採決を行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。

よって、本案は不採択となりました。

次に、請願第3号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

休憩いたします。

休憩時刻 10時36分

議長 再開します。 再開時刻 10時37分

改めて、請願第3号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

(「反対」の声あり)

議長 反対ありですね。

それでは、これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立少数であります。
本案については、不採択と決定いたしました。
(発言する者あり)

議 長

不採択です。本案は不採択です。

議 長

日程第 8、報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政
課 長

ただいま上程いただきました報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

この内容につきましては、さきの 2 月臨時議会、3 月定例議会の平成 15 年度の一般会計補正予算（11 回目）、（12 回目）及び下水道事業特別会計（5 回目）において、既に議決をいただきました繰越明許費につきまして、平成 16 年度へ繰り越しをいたしましたので、本文でございますが、地方自治法施行例第 146 条第 2 項の規定により、平成 15 年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

2 ページをお開き願います。

平成 15 年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計分）でありまして、7 款土木費、3 項河川費、平成 15 年度に実施した国の補正予算による河川調査事業、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業の国の委託事業費を、翌年度繰越額として 3,728 万 5,000 円を、未収入特定財源として国の全額分をもって、さらに 10 款災害復旧費、2 項土木施設災害復旧費、昨年 9 月 26 日に発生いたしました十勝沖地震における災害復旧 4 補助事業、床潭末広間道路災害復旧事業、翌年度繰越額とし 4,188 万 8,000 円を、未収入特定財源、国 3,349 万 3,000 円、地方債 834 万円と一般財源 5 万 5,000 円をもって、さらに実験所道路災害復旧事業、翌年度繰越額として 425 万 4,000 円を、未収入特定財源、国 342 万 8,000 円、地方債 81 万円と一般財源 1 万 6,000 円をもって、さらに太田片無去間道路災害復旧事業、翌年度繰越額として 321 万 6,000 円を、未収入特定財源、国 256 万 7,000 円、地方債 64 万円と一般財源

9,000円をもって、さらにトライベツ3号道路災害復旧事業、翌年度繰越額として960万1,000円を、未収入特定財源、国767万1,000円、地方債191万円と一般財源2万円をもって、5事業合わせての翌年度繰越額合計9,624万4,000円を、財源内訳といたしまして国が8,444万4,000円、地方債が1,170万円の未収入特定財源と一般財源10万円をもって、平成16年度に繰り越しをさせていただいたものであります。

次に、3ページをごらんください。

同じく平成15年度厚岸町繰越明許費繰越計算書、(下水道事業特別会計分)でありまして、2款災害復旧費、1項下水道施設災害復旧費、一般会計と同じく、昨年9月26日発生いたしました十勝沖地震における災害復旧補助事業、公共下水道施設災害復旧事業、翌年度繰越額として7,127万8,000円を、未収入特定財源、国5,694万2,000円、地方債1,420万円と一般財源13万6,000円をもって、平成16年度に繰り越しをさせていただいたものであります。

以上、報告第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第9、報告第5号 厚岸町土地開発公社経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

助役。

助役 ただいま上程をいただきました報告第5号 厚岸町土地開発公社経営状況説明書の提出について、その内容をご報告申し上げます。

地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定によりまして、厚岸町土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出させていただくものでございますが、この内容は、平成 15 年度の事業報告並びに決算と平成 16 年度の予算でございます。

別途お配りをさせていただきました厚岸町土地開発公社経営状況説明書の第 1 ページ目をお開きいただきたいと存じます。

まず、平成 15 年度厚岸町土地開発公社事業報告からご説明を申し上げます。

総括事項でございますが、平成 15 年度における当公社の業務の運営は、前年度同様に土地の取得業務、処分業務ともにございませんでした。現在所有しております平成 5 年度から平成 10 年度までに取得いたしました用地につきましては、平成 16 年度中に処分ができる見通しでございますが、現在その時期等について調整をしております、当公社の解散に向け、準備を進めさせていただいております。

次に、2 ページ目をお開きいただきたいと思っております。

(2)の理事会議決事項、(3)の役員に関する事項、(4)の職員に関する事項、これらともに記載のとおりでございますので、内容を省略させていただきます。

次に、(5)の借入金の状況でございますが、借入先、厚岸町、年度初めの残高は 1 億 374 万 2,690 円、本年度借入金ゼロ、年度末残高は 1 億 374 万 2,690 円。この額はすべて厚岸町土地開発基金でございます。

次に、3 ページの役員の名簿でございますが、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

4 ページでございますが、平成 15 年度財務諸表の関係でございますけれども、損益計算書につきましても、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、6 ページの貸借対照表でございますが、これも内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、8 ページの財産目録でございますが、これにつきましても内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、10 ページの長期借入金、短期借入金、基本金明細書でございますが、これにつきましても内容は記載のとおりでございます。

11 ページをお開きいただきたいと思っております。

11 ページは監査報告でございますが、5 月 12 日に監査をいただいたその意見書で

ございます。

次に、12ページの平成16年度厚岸町土地開発公社予算であります。

厚岸町土地開発公社定款第16条第1項の規定に基づきまして、平成16年度厚岸町土地開発公社予算を次のように定めるものでございます。

第2条の収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ581万2,000円と定める内容でございます。

13ページをお開きいただきたいと思えます。

収入でございますが、1款の事業外収益、これは受取利息2,000円、雑収入3,000円の計5,000円でございます。

2款の繰越金でありますけれども、これは平成15年度の繰越金でございまして、580万7,000円でございます。収入の合計といたしまして581万2,000円であります。

次に、14ページの支出でございますが、1款販売費及び一般管理費25万7,000円、この内訳は、人件費が8万8,000円、経費といたしまして16万9,000円でございます。この内容につきましては、次の15ページに記載のとおりでございます。

2款の予備費でありますけれども、555万5,000円でございます。合わせますと、支出合計といたしまして581万2,000円でございます。

次に、16ページの平成16年度厚岸町土地開発公社資金計画でございますが、これも内容は記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上が厚岸町土地開発公社の経営状況の報告でございます。大変簡単な説明でございますけれども、ご承認いただきますようお願いを申し上げますと報告とさせていただきます。

議 長 これより質疑を行います。

8 番 8 番

総括事項の中に、今年中に、16年中に処分できる見通しということでございます。組織的には町に買っていただくということになると思いますが、いわゆるこの財産目録の中にございますように、1億374万円、この金額で処分するというところで間違いはないのかどうか。

それから、もう一つは、今年度中に解散の見通しということで書かれてございま

すが、解散の暁にはその処分状況含めて議会に報告するということになるんだろうと思うんですが、そこのところ確認しておきたいというふうに思います。

議長 助役。

助役 1点目のご質問は、1億374万4,305円ということでございまして、この同額という考えでございまして。

それで、町で引き受けた後は、これは議会にお諮りをして、報告だけではなくて、予算の中で出てまいりますので、その中で議決をいただくということになろうかと存じます。

(「後段の方」の声あり)

議長 助役。

助役 申しわけございません。現在、その解散に向けて事務作業を進めておりますが、まず土地開発公社の理事会にお諮りをして、その結果につきましては議会の方にもご報告を申し上げたいと、そのように考えております。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議長 日程第10、報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま上程いただきました報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご報告申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により本議会に提出させていただくものでございます。経営状況報告書は別冊で用意させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なおここで、あらかじめお断りをさせていただきたいと存じますが、昨年の第2回定例会におきまして、説明書が大変厚いものでありますことから、次回提出の際にはコンパクトにまとめたいとの説明をさせていただいておりますところですが、

その後検討を重ねました結果、社会福祉法人会計基準により、コンパクトにしようとすればするほど、収入支出の内容が不明確になりますことから、昨年同様の様式によりまして上程させていただいておりますので、お許しをいただきたいと存じます。

それでは、説明書の1ページ目をお開き願います。

平成15年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業報告書でございます。内容につきましては記載のとおりであります。要点をご説明申し上げます。

平成15年度におきましては、社会福祉センターの大規模改修工事が取り進められ、役場湖南地区出張所と社協事務室が入れかわり、ヘルパーステーションが統合され、所属する全職員が1室に配置されております。訪問介護事業所及び居宅介護支援事業は、職員の適正配置を図りながら、サービスの提供に努めております。

ホームヘルパー2級課程養成研修につきましては、町内14名、町外5名の合計19名の方が修了しております。

また、社協第3期地域福祉実践計画の策定では、計画案が取りまとめられたところでございます。

以上が事業経過報告でございます。

次に、2ページ目から8ページにつきましては、平成15年度の事業報告でございます。実施日、事業名、場所、内容などが記載されておりますが、個々の内容の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、9ページをお開き願います。

平成15年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会一般会計収入支出決算書であります。

決算の内容は、それぞれ事業ごとの収支がわかりやすい会計を目指しまして、それぞれ記載されておりますが、記載のとおりでございます。

9ページから10ページは、事業区分1、法人運営事業ということで、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。収入決算額は5,467万2,642円で、主なものは、町からの補助金2,900万8,000円であります。支出の決算額は5,447万6,394円で、主なものは人件費となっております。

10ページでは、表の下から3行目に、当期の収支差額が記載され、その次の欄に前期繰越に相当します前期末支払資金残高が記載され、最後の欄に当期末支払資金

残高が記載されているところでございます。

次に、11ページでございます。

事業区分2は、調査広報事業でございます。内容は社協だより、社協ミニだよりの発行でございます。

事業区分3は、助成事業でございます。内容は、福祉団体や福祉事業への助成でございます。

次に、12ページは小地域ネットワーク事業でございます。地域のたすけあいチーム事業への助成でございます。

13ページはノーマライゼーション普及事業で、すこやか健康福祉運動会への助成でございます。

次に、14ページは高齢者福祉推進事業で、ふれあい運動会への助成でございます。

15ページは社会福祉推進事業であります。記載のとおりでございます。

次に、16ページでございます。事業区分9、共同募金協力事業で、チャリティーパークゴルフ大会費用でございます。

事業区分10は、ハートコール事業でございます。厚岸町からの受託事業として、ひとり暮らし高齢者への電話によります安否確認を行うものでございます。

17ページは外出支援サービス事業でございます。厚岸町からの受託事業で、記載のとおりでございます。

次に、18ページでございます。社協事業によります生き生きサロン事業でございます。

19ページでございます。老人福祉受託事業でございます。厚岸町からの福祉バス運行管理受託事業で、記載のとおりでございます。

次に、20ページは生活管理指導員派遣事業でございます。厚岸町からの受託事業で、記載のとおりでございます。

21ページは指定居宅支援事業でございます。平成15年度より国の支援費制度となっております。記載のとおりでございます。

次に、22ページになりますが、精神障害者居宅支援事業であります。記載のとおりでございます。

23ページから24ページにかけては、指定訪問介護事業でございます。厚岸町からの補助金や介護保険収入を財源として、ホームヘルプサービスによります

家事支援、身体介護支援を実施しておりまして、記載のとおりでございます。

次に、25ページはボランティア活動事業で、厚岸町からの補助金その他で運営された事業であります。

次の、26ページは訪問介護ボランティア養成事業でございます。記載のとおりでございます。

27ページは福祉教育推進事業で、記載のとおりでございます。

次の28ページから29ページにかけましては福祉センター運営事業で、厚岸町からの補助金 1,259万 7,000円及び厚岸町債務負担行為対象借入金 1億 1,150万円、そのほかにより運営された事業であります。

支出の10の欄には、決算額に福祉センター大規模改修工事費が計上されているところでございます。

29ページの事業区分22、福祉相談事業は、厚岸町からの受託事業で、一般相談、特別法律相談を実施したもので、記載のとおりでございます。

次に、30ページは生活福祉基金貸付事業でございます。記載のとおりでございます。

31ページは低所得者資金貸付事業であります。記載のとおりでございます。

31ページ下段には、今述べてまいりました一般会計24の各事業の合計が記載されております。決算額で申しますと、収入小計 2億 8,051万 9,400円、支出小計 2億 8,335万 9,187円、収支差額がマイナスの 283万 9,787円、前期末支払資金残高 690万 5,886円、最後の欄が当期末支払資金残高 406万 6,099円でございます。

次に、32ページは平成16年3月31日現在の貸借対照表でございます。

借方の資産合計 9億 6,694万 4,700円、貸方につきましては、負債合計が 2億 4,221万 4,099円、純資産合計が 2,473万 601円ございまして、負債、純資産合わせまして 9億 6,694万 4,700円となっているところでございます。

なお、先ほど31ページの一般会計合計決算額の当期末支払資金残高 406万 6,099円につきましては、流動資産 1億 347万 7,678円から流動負債 9,903万 5,579円を引いた額 444万 2,099円から、さらに流動資産の中にあります低所得者資金貸付金 37万 6,000円を引いた額 406万 6,099円と一致するものでございます。

33ページは財産目録でございますが、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、34ページ、平成15年度公益会計事業報告書でございます。

介護保険制度の適用を受けます居宅介護支援事業の利用状況は、介護度ごと、月ごとの表のとおりであります。利用者の合計が前年比 0.7%増の 1,480人となっております。

また、町からの受託事業であります在宅介護支援センター事業の年間実績は、表に記載のとおりでございます。

次に、36ページからは平成15年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会公益会計収入支出決算書でございます。

36ページ、37ページは在宅介護支援センター事業でございます。

続きまして、37ページ、38ページにかけましては指定居宅介護支援事業でございます。

続きまして、38ページ下段につきましては、公益会計2つの事業の合計額でございます。

決算額で申しますと、収入小計 2,012万 3,685円、支出小計 2,035万 5,519円、収支差額がマイナスの23万 1,834円、前期末支払資金残高32万 1,602円、最後の欄が当期末支払資金残高 8万 9,768円でございます。

次に、39ページは平成15年度公益会計貸借対照表でございます。借方の資産合計 441万 8,164円、貸方につきましては負債合計が 360万 8,773円、純資産合計が80万 9,391円でございます。負債、純資産合わせまして 441万 8,164円となるものでございます。

次に、40ページは財産目録であります。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、41ページは社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告でございます。平成16年5月11日に業務執行及び各会計処理につきまして、監査を受けたものでございます。

次に、42ページは、平成16年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業計画書でございます。大きく分けまして、活動方針と事業目標としまして6項目が掲げられておりますし、42ページ下段から45ページに事業実施項目としまして具体的内容が記載されております。説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、46ページをお開き願います。

平成16年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会公益事業計画書でございます。1に事業種類、事業名、目的、内容、2に職員の資質向上に向けた研修の実施となっております。説明は省略をさせていただきたいと存じます。

47ページをお開き願います。

平成16年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会一般会計収入支出予算書でございます。

事業区分1の法人運営事業から66ページの事業区分24の低所得者資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。

66ページをお開き願います。

一般会計24の事業の合計が記載されてございます。収入小計2億2,592万5,000円、支出小計2億2,476万3,000円となっております。前年度当初の予算額と比較いたしますと、支出でマイナス6,604万9,000円の減額となっております。この主な内容でございますが、福祉センター運営事業におきまして、改修事業費関連での計上額が減少していることに伴うものでございます。

67ページをごらん願いたいと存じます。

平成16年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会公益会計収入支出予算書でございます。

事業区分1の在宅介護支援センター事業から68ページの事業区分2の指定居宅介護支援事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容は記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第6号につきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議長 日程第11、報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

ただいま上程いただきました報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について内容を説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

説明は、別冊で配付させていただきました報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明させていただきます。

別冊説明書でございますが、1ページをお開き願います。

営業報告書についてでございます。平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第11期1年間の内容でございます。

次のページをお開き願います。

総括事項ですが、読み上げて報告させていただきます。

本州の首都圏では、景気回復傾向にあるとはいえ、ここ道東地域におきましては、いまだ経済情勢は混沌としております。このような中、大型台風や近年にない大雪などの自然災害により、交通機関や観光関連業者にとっては多大な被害をこうむりました。

また、海外で起きたSARSの影響により、国内旅行が伸びるかに思われましたが、道東地域への入り込みはいまひとつのようでありました。当施設におきましても入り込み数が11万2,000人（対前年2万5,000人減）となり、大変厳しい状況でありました。売り上げにおいても、入館者の減少が大きく響き、前年に比べ約830万円（対前年96.8%）のダウンとなりました。

しかしながら、退職社員の補充を極力控え、また諸経費の圧縮に努め、現在9名の正社員体制の中で社員一人一人の人件費を削減することなく、日々の営業を行ってきた成果があらわれ、経常利益は昨年を上回る黒字決算を迎えることができました。

特に今年度は、オープン10周年ということもあり、行政の後押しを受け、北海道文化財団の基金をもとに、世界のソムリエ田崎真也氏を迎え記念講演を行い、成功裏に終了させていただきました。今後も町民の皆様方に喜ばれる企画を行っていきたいものであります。

開業10年という節目を迎え、これから先の経営状況が大きく問われ、コンキリエとしての存在価値が意義あるものになるよう、この施設にかかわる方々のお力をかけながら、さらなる経営の安定化に向け、邁進してまいりたいと思います。

以下、記載事項順に説明させていただきます。

総務事項についてですが、1の株主総会は、第10回定時株主総会が平成15年5月30日に開催されております。

2の取締役会は、記載のとおり2回開催されております。

3の株式事項ですが、発行済み株式総数 1,300株、当期末株主数は75名でございます。

4の役員は、取締役10名、監査役2名の12名でございます。

5の従業員は、社員9名、臨時社員1名、その他必要に応じてパート雇用数名でございます。

6の旅行者との契約及び取引状況は、記載のとおり50社でございます。

4ページをお開き願います。

4ページは、平成15年度の月別入館者集計表でございますが、年度内の合計は、一般入館者10万 6,366人、旅行会社関係入館者 5,564人、合計11万 1,930人の利用でございます。

次に、5ページの決算報告でございます。6ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。流動資産が 7,252万 1,801円、内訳は記載のとおりでございます。固定資産が 850万 3,570円、内訳は記載のとおりでございます。繰延資産がゼロ。資産合計は 8,102万 5,371円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債が 1,234万 447円、内訳は記載のとおりでございます。固定負債がゼロ。負債合計は 1,234万 447円でございます。

資本の部でございますが、資本金は 6,500万円、利益剰余金は 368万 4,924円、うち当期利益は46万 4,463円となりました。資本合計は 6,868万 4,924円、負債資本合計は、資産合計額と同額の 8,202万 5,371円でございます。

次に、7ページの損益計算書でございます。

売上高は2億 5,154万 7,906円、売上原価は小計で1億 4,828万 2,674円、期末棚卸高が△ 1,323万 3,113円で、差引合計1億 3,504万 9,561円。売上総利益は、

1億 1,649万 8,345円でございます。販売費及び一般管理費は1億 1,687万 5,604円で、営業損失は△37万 7,259円となります。営業外収益は合計で 1,787万 1,204円でございます。経常利益は 191万 9,429円でございます。特別損失は87万 3,866円でございます。税引前当期利益は経常利益から特別損失を差し引きまして結果 104万 5,563円、法人税等は58万 1,100円を差し引いた当期純利益は46万 4,463円でございます。前期繰越利益は 322万 461円でございます、当期末処分利益は 368万 4,924円となりました。

8ページは販売費及び一般管理費の内訳であります、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

9ページは利益処理の関係であります、当期末の処分利益の額を次期繰越利益とする内容でございます。

次のページをお開き願います。

10ページは、部門別の収支の状況について記載しておりますが、細部の説明は省略させていただきます。

11ページは第12期の営業活動計画でございます。内容については12ページから説明させていただきます。

平成16年度営業活動計画の営業概要について、読み上げてさせていただきます。

北海道においては、景気回復の不透明な状況が続く中、アウトドア体験観光を地域ぐるみで取り組むところが多く、体験観光を軸に観光振興に結びつけようと、観光産業に対し期待が高まっております。

当社としては、現在行っている海や川の体験観光に加え、身近にある自然を見直し、有効活用できる新しい企画を立案して集客を図っていきます。

また、観光雑誌のアンケート調査において、当社の接客サービス面が低下しているとの評価でしたが、これからも社員の教育・指導を強化して接客サービスの向上に努めてまいります。

さらに、コンキリエが食文化の発信基地となるよう、新たな食文化づくりに向け、各方面の方々と連携し、厚岸にお客様を誘致できるような魅力的な食の開発を行っていきたいと思います。

このほか、各種催事出展に当たっては、採算性を考慮した上で出展し、厚岸のカキを初めとして厚岸物産のPR及び売上増強策を図っていきたいと思います。

上記のことに力を入れ、昨年同様単年度収支黒字決算にするべく営業努力を続け、当社にかかわる方々の支援を受けながら、さらなる経営の安定を模索していきたいと思えます。

次に、部門別営業対策につきましては、1の展示販売コーナーから4のレストラン・エスカルまで記載しておりますが、説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

13ページからは収支予算書についてでございます。14ページで説明させていただきます。

平成16年度部門別収支予算書でございます。

売上高は合計2億5,460万円、部門別では、レストラン部門4,900万円、魚介市場部門1億500万円、喫茶部門860万円、展示部門9,200万円、これに委託料1,555万7,000円を加えた純売上高は2億7,015万7,000円としている内容でございます。

一番下の欄の利益についてですけれども、334万円を見込んだ内容でございます。なお、部門別の利益並びに各項目別の内訳は説明を省略させていただきます。

以上、経営状況の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

14番 14番。

ちょっと参考までにお伺いしたいんですが、この味覚ターミナルの仕入れなんです、町内100%になっているんですか。あるいは町内が何%で町外が何%、その辺をお聞かせいただきたい。

議 長 休憩いたします。 休憩時刻 11時20分

議 長 再開いたします。 再開時刻 11時30分

商工観光課 長 まことに申しわけありませんが、先に字句というか数字の訂正をちょっとお願いしたいんですけれども、先ほど私、10ページの平成15年度部門別収支決算書でございますけれども、右側の委託料の欄でございますけれども……。

(「最初からもう一回」の声あり)

商工観光課 長 数字の訂正をお願いしたいと思います。10ページです。10ページの平成15年度部

門別収支決算書でございます。その委託料、一番右の欄でございます。この委託料が 157万 2,925円となっているんですけれども、これは 1,557万 2,925円に訂正をお願いいたしたいと思います。

訂正方おわび申し上げます。

(「総額はいいの」の声あり)

商工観光
課 長

総額は変わりません。

お願いします。

次に、田宮議員から出ていました、いわゆる町内というか、コンキリエで仕入れにかかわる部分で、町内からの仕入れの率といいますか、その辺についての答弁を申し上げたいと思います。

実は、平成15年度につきましては、まだしっかりとした数字は押さえておりません。15年度の数字につきましては。

それで、前年の部分では、ちなみに14年度につきましては 64.04%、これはレストランとかあぶりやとか展示販売所にかかわる食材、商品等の仕入れの経費でございまして、64.04%。13年度につきましては 59.82%、12年度につきましては 63.65 %ですから、おおむねでございますけれども、6割以上は町内からの仕入れにはなっているのではないかなと推測する次第であります。

以上でございます。

議 長
14番

14番。

もう少し具体的に言ってもらわないと困るんですけども、コンキリエで仕入れをする場合に、コンキリエをつくった一つの目的というのは、地域の経済の振興、こういうものがきちんとあったと思うんですよ。今伺いますと、概略なんだけれども、6割は町内で4割は町外と、こういうご答弁なんですよね。町外から4割仕入れているというのはどういう理由ですか。

議 長

休憩いたします。

休憩時刻 11時34分

議 長

再開いたします。

再開時刻 11時41分

商工観光課長。

商工観光
課 長

町内から仕入れしているのが60%、残りにつきましては40%で、町外のその関係でございますけれども、それにつきましては、まず基本は、あくまでも町内で調達

できるものは町内で調達、そういう基本的な考えを持っております。

それで、中身でございますけれども、まずレストラン部門で、いわゆる業務用でございまして、かなりの数量が要るということで、生魚、マグロ等の刺し身に使う関係の生魚とか、あとサラダ油とか、細かい話ですけれどもてんぷら粉とか、そういったいわゆる業務用の分というのは大量に使用しますので、そういった場合は町内に卸すところはないそうなんです。そういったことでございます。

あと、残りでございますけれども、アザラシとか、いわゆるコンキリエのキャラクターがアザラシなんですけれども、その関係の観光グッズとか、そういった部分でトータルしまして、今申し上げた40%ほどが町外から仕入れている、そういう実態でございます。

議 長
1 4 番

14番。

べらべらしゃべられたってわからないんだけど、今、時間の関係もありますから、1つは、15年の決算を出しながら14年度で説明するなんてばかな話にはならないですよ。15年度の決算でしょう。15年で説明をするというのが当たり前の話じゃないですか。

それから、仕入れについてはもっと具体的でないといけないですよ。今時間かかりますから、その資料を出せということは言いませんけれども、そういうものは用意しておいていただきたいというふうに思います。機会を改めてお伺いをしたいと思うんで……。

問題は、町外からどうしても買わなきゃならないものなのかどうか、そういうものを見ないと検証できないわけですね。本来、地域の経済をどう振興させるか、これからは大変大きな問題なんです。それと、地域のことを極力100%仕入れるような努力がなされているのかどうか。それをしたけれども、どうしても町外からこれだけ入れなきゃならないということになっているのかどうか。その辺ははっきりしませんよね。そういうことを私はお尋ねをしたいわけなんです。

今、厚岸町の浮沈がかかっております。合併の問題も出ていってますよ。自立でどうやるか。厚岸町の地域の経済をどう振興させるかというのが基本になってくるわけですね。そういう考えで物事を処理してもらわないと、私は困ると思うんです。そういう点でご答弁いただきたい。

議 長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきたいと思います。

田宮議員ご承知のとおり、コンキリエの役員の私一人であります。しかもまた代表取締役であります。一般的には社長という立場にあるわけであります。

そういう中で、今ご質問に対して、適切に答えられなかったことについては、深く反省をし、申しわけなく思います。ご理解をいただきたいと思います。

コンキリエの設立の目的につきましては、皆さん方よくご承知のとおりであろうかと思いますが、地域経済の波及効果であります。すなわち観光振興を誘導するという役割が一つにあります。さらには、地場産業振興への効果を高めるということであろうかと思っております。

そういう面において、コンキリエを平成6年に設立した意義というもの、さらにはまた今日までのコンキリエの役割というのは、厚岸町においては、その所期の目的の意味においても極めて大きいものがあつたと、私は理解をいたしておるわけがあります。

そういう中で、仕入れの問題があつたわけですが、やはり基本的には、地元で調達できるものは地元で調達する、当然のことです。社長といたしましても改めて深く認識をさせていただきます。

しかしながら、担当課長からご説明がございましたとおり、地元で調達できないものもあるわけがあります。その点についてはお許しをいただきたいと思いますが、今ご質疑がございましたとおり、これからのコンキリエの経営、もちろん健全経営を図っていかなければならない責任もあるわけですが、所期の目的のためにはやはり地元を大事にするという初心に戻って、これから運営をしていかなければならない、そんなように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
9 番

9 番。

委託料の問題についてお伺いします。

3月の予算審議の折に、コンキリエに対する委託料はそのままと、ほかのは随分財政が苦しいから削っているわけです。それに対して町長は、いや、コンキリエについても何とか町が努力している分だけでも減らしていくというようなお答えをもらったわけですが、今回これ間に合わなかったんですか。事業計画を立てるのに。前年度と同じですね。1万5,000円ぐらいしか変わらないんです。約1万6,000円ですか。16年度のあれですよ。

そういうお答えをいただいているんですけども、もしあれだったら議事録調べてもらえばわかると思います。そういう町長はお答えをしているわけです。

しかしながら、今回の16年度の計画書を見ると昨年同様ですね。これについてはどうなっているんですか。そこらあたりをお聞きしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきたいと存じます。

確かに、ご指摘ありましたとおり15年、16年委託料がほぼ同様という見方になるかと思います。

実は、私も議会においてお答えしたかと思いますが、委託料のほかに冬期対策、要するに支援費というのが600万円、以前にありました。そういうこともありまして、私といたしましては委託料はできるだけ現実にマッチした、また今日の財政状況を踏まえた中で委託料を決定すべきであるという考えに立っておったわけでありまして、その600万円につきましても、コンキリエの理事会に諮り、ゼロにさせていただきました。

そういう経緯もありまして、委託料につきましては、次期年度において、十分にご指摘のことを踏まえて今後考えていきたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長
9 番

9番。

そうするとあれですね、本年度は当期間の600万円ですか、助成は削ったけれども委託料までにはいかなかったんだと。17年度からについては、委託料の削減ということも考えていくというふうにとめていいわけですね。

議 長
町 長

町長。

実態に合った委託料をやはり決めていかなければならないと考えておりますが、そこは議員からのたびたびのご質問あることでありますので、十分に精査しながら、その趣旨に合うように委託料を決定させていただきたい、かように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長
9 番

9番。

町長ね、私は冬期間の助成金を削減せよとか、そういうことは到底言っていないんですよ。あのときのお答えでは、あくまでも委託料だったわけです。ほかの役場の諸経費を何%かずっと削っていて、この委託料を削らないという話はないのでは

ないかという質問をしたときには、次年度からこのことについても考えますというお答えだったんですよ。

ですから、答えていることとやっていることが全然違うわけですね。経費を減らせばそれでいいんじゃないかということですけども、私は冬期間の助成を減らせなんていうことは一言も言っていないわけです、予算審議のときには。委託料について、そういうものについてもある程度いろいろな経費を役場自体が苦勞して削減しているんだから、味覚ターミナルの委託料もある程度何%か削減するのが当たり前でないのかということを知ったときに、町長からそういうふうなお答えをいただいたわけです。

ですから、今言ったようにそういう事情でもって 600万円減らしたんだから、来年度、17年度からはある程度そのあれに応じていきたいと、こういうふうに受けとめていいのかと聞いているんです。

議 長

町長。

町 長

設立された当時の経緯等もありまして、委託料というものを予算化したしておるわけでありまして。

当然、今ご指摘ございましたとおり、委託料のあり方というものについては、やはり相手方もあることではあります、出す方の町といたしましては、そのことも十分に踏まえて会社側とよく相談してまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

(「いいです」の声あり)

議 長

他にありませんか。

1 番。

1 番

先ほど、字句訂正ということで、1けた違っているということで、10ページ、15年度の部門別収支決算書を直されたんですよ。それで、16年度の部門別収支予算書とほとんど数字が同じですので、対照してみますと、売上高も委託料もほとんど変わらないのに、純売上高がこうすると 2,000万円違うんですよ。

だから、さっきこの数字さえ直せばあといいんだという言い方を言ったんけれども、そうじゃなくて、15年度の決算書を相当あちこち引っ張られているんじゃないんですか。

委託料というのが、勘定科目の一番右側にありますが、そのところと、それか

	ら合計のところも合いませんよね。ですから、これきちんと直して出してください。 いかがですか。	
議 長	商工観光課長。	
商工観光 課 長	ただいまの質問ですけれども、再精査しまして、再度提出いたしたいと思います。 (「どうもならんよ、それじゃ。審議できんだろう」の声あり)	
議 長	休憩します。	休憩時刻 1 1 時 5 6 分
議 長	再開します。	再開時刻 1 1 時 5 7 分
町 長	町長。 ただいまのご質問については、数字でありますので、確実なものにしなければなら ないと思っておりますので、ちょっと精査のために時間をおかしいただければと、 かように考えますのでお願いしたいと思います。	
議 長	それでは、この味覚ターミナルの決算書については、精査して新たに午後から提 出させることにします。 したがって、昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時とします。	休憩時刻 1 1 時 5 7 分
議 長	再開いたします。	再開時刻 1 3 時 0 0 分
	午前に引き続きまして、株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書についてを 議題といたします。 午前中、1 番さんから数字について訂正すべきでないかという発言がありました。 それに従いまして、10ページの平成15年度部門別収支決算書味覚ターミナルという 10ページの決算の内訳なんです、これの差しかえをしたいと思います。それにつ いての内容の説明を、商工観光課長の方からいたさせます。 商工観光課長。 (発言する者あり)	
議 長	はい、それじゃ、失礼しました。 差しかえの申し出がありましたので、差しかえをいたすことにいたします。 商工観光課長。	
商工観光 課 長	大変貴重な時間を費やして申しわけありません。	

10ページの平成15年度の部門別収支決算書について、差しかえをお願いいたしたいと思います。

その訂正内容について申し上げたいと思います。

まず、委託料の関係でございますけれども、右端の委託料等欄でございますけれども、先ほど私申し上げた 150という、そのけたが間違っておりましたので、これは 1,557万 2,925円、委託料でございます。と同じく、その下の欄も 1,557万 2,925円と、あと売上利益の方の委託料につきましても 1,557万 2,925円に訂正をお願いいたします。

次に、合計の欄でございますけれども、合計の欄の委託料でございますけれども、これを 1,557万 2,925円に訂正をお願いします。また、純売上高、これに伴いまして、2億 6,712万 831円へ訂正願います。

あと、売上原価につきましては、1億 3,504万 9,561円は訂正はございません。

したがいまして、売上利益につきましては、これから差し引きまして、1億 3,207万 1,270円へ訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議 長

よろしいですね。

それでは、質疑を続行いたします。

1 番。

1 番

これは差しかえになったのでわかりました。要するに、直したところは勘定科目でいう合計欄の委託料と純売上高と売上利益、それから勘定科目委託料等の委託料と純売上高と売上利益、ここのところが数字が狂っていたので直したと、そういうことですね。はい、わかりました。

それで、あともう一つお聞きしますが、今回出された経営状況説明書というのは、当然株式会社味覚ターミナルにおいて報告され、了承された内容のものでございますよね。それが、今回ここへ出てきてここで訂正されるということになりますと、会社の方において承認された内容と、それから議会に報告された内容の間にそごが生じることになりはしないかと思うのですが、その点は問題ないんですか。

議 長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきます。

第11回定時株主総会、去る5月27日開催をいたしまして、ご承認をいただいたと

ころでございます。

ただいまお話がございましたとおり、その前に指摘がございまして、数字に誤りがありましたことを深くおわびを申し上げたいと思います。

そこで、今の問題ですが、実は平成15年度部門別収支決算書と申しますのは、お話によりますと、議会からの要求があり、議会にだけ資料として提出をいたしているということでもあります。株主総会におきましては、この提案いたしました部門別収支決算書は提出をしております。さらにはまた要求もされてもおりません。

そういう中で、ご承認をいただいたものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

(「はい、結構です」の声あり)

議 長

いいですか。

他にありませんか。

11番。

1 1 番

今回のこの決算報告書について、決算書ですね、これの決算について監査報告がなされていないんですけれども、これは要らないんですか。

議 長

町長。

町 長

提案をいたした議会の中では、監査報告という方法は何かなかったんでなかろうかと。ただ、株主総会においては決算を受けております。議題にものっております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

議 長

11番。

1 1 番

そしたらこれあれでしょう、普通監査委員というのいるんでしょう。そしたら、その中で監査委員からの当然監査も受けなきゃならんだろうし、その報告は、あくまでも株主総会の中でだけでよろしいんですか。そういう決算の仕方ってありますか。一応やはり皆さんに監査報告を受けたという決算がこうですよというものがなければ、あいまいな決算という言い方になってしまいますよ。そこら辺ちょっともう一回答弁していただきたい。

議 長

町長。

町 長

今議会に報告をいたしておりますのは、総会において議決をいただいたもの、すなわち当然監査報告も受けておるわけでありまして。その承認をいただいたものをご報告いたしておるということでもあります。

ただ、今、岩谷議員からご指摘ございましたとおり、監査報告が必要でないのか、議会で報告の中に、いう話もありますので、必要であれば監査報告書を添付しながら議会で提案をいたしたいというように考えます。

議 長
1 1 番

11番。

やはりこの問題については、皆さんに監査報告でもって報告するべきじゃなかろうかと思います。

それと、これ前年度の14年度についても監査報告がなされていないんです、実は。

それで、ここに役員として、一応取締役が10名とそれから代表取締役が1名、監査役が2人ということがあるのであれば、当然やはり監査報告もあっていいんじゃないかということなんです。

それで、14年度についても監査報告がこれやはり同じくないんです。だから、そこら辺について、もう少しやはり、15年度の監査報告についてこういうふうにお話があるのであれば、当然やはり報告はしていただきたいなど。よろしいですか。

議 長
町 長

町長。

今ご指摘受けましたので、私といたしましては、議会で報告書を出す中で、監査報告書も添付して提出をいたしたい、そのように考えておりますので、今後そのようにさせていただきます。

議 長
6 番

6番。

数字の訂正から始まっていろいろ議論されましたので、私の方、細かい話ですけども、1つご提案しておきたいと思うんですが、いわゆるこの10ページの部門別収支決算書の書式というのか型式というのかよくわかりませんが、恐らくパソコンで経理をやっている、そのときのプログラムというのか、それがこういう形になっているんだろうというように思うんですけども、ここでいう売上金2億5,100万円何がしというのが、いわゆる純売上高というのがこれが純売上高なんです。それにたまたま委託料の1,500万円が足ささって、その下に純売上高という言葉を使って2億6,700万円という表示があるんですが、ですからこれは、余り適切な言葉ではないような気がするんですよ。

たまたま議会でわかりやすく、いわゆる純売上高2億5,100万円と町から委託料として受けた金額の合計がわかるものを表示せよということになるとこういう形になるんだと思うんですよ。

だとすれば、下の純売上高というのを単なる合計だとか、計だとか、言葉はちょっと今わかりませんが、そういう形で表示した方がわかりやすいのではないかと、あるいは誤解を受けないのではないかと。

ということは、損益計算書の中で、いわゆる純売上高というのは2億5,100万円何がしという表示をしているわけですから、ですからここで、この部門別にいくと純売上高というと足ささった金額になってしまうということで、それらひとつわかりやすい数字、1本の数字で売上高はこれなんだというふうな形でフォームを直されたらいかがかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議 長
町 長

町長。

お答えさせていただきます。

実は、今ご指摘ありまして、私もそのように感じます。その経緯があるようであります。

といいますのは、先ほど室議員にも答弁いたしました、この資料は、議会にだけ提出をいたしております資料であります。その中で、科目の中での純売上高にも委託料を入れてこのような帳簿にしているという前例に倣ったということであり、ます。

しかし、ご指摘のとおりであります。ちょっとおかしいといいたまいますか、これは改めないといけない、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議 長

いいですか。

12番

お尋ねしたいのは、遊休施設がないのかどうかということなんですけれども、以前喫茶室としてつくられたところがあるんですが、これは現在どのように使われているんですか。

議 長

商工観光課長。

商工観光課長

遊休施設の関係でございますけれども、昨年9月に岩谷議員からも出ていたんですけれども、実は現在施設には、ご存じのようにレストランとかあぶり屋とか等々あるんですけれども、特に今は昔のカフェといいますか、カフェが下の方に1階に行きました。それでその2階のカフェ跡をカラオケルームとして、いわゆる昔はカフェバーだったんですけれども、平成6年当時は。それで、夜6時からカラオ

ケルームとして、月四、五回使われておりまして、強いて言えばそこぐらいが遊休施設でないかなと思うんですけれども。

あと、ただ夜6時からですから、午前中の時間帯はあいているというか、そういう状況下でございます。

議 長

12番。

1 2 番

それを有効に活用していこうということは考えられていないのか、あるいは総会や取締役会等での議論はないのか、その辺はどうなんでしょうか。

議 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

理事会におきましても検討をいたしておるところでございます。

お話しございましたとおり、現在はあの施設については、カラオケを兼ねた宴会ができるような方式をとっております。

しかしながら、もっと有効に活用する方法がないのかということで、いろいろと協議を重ねておるところであります。いまだにこれという有効的な活用についての結論が出ておらないわけでありまして、私といたしましても有効活用について、今後早急に検討しなければならない、そのように考えております。

議 長

12番。

1 2 番

そうすると、当然こういうのに今の利用状況だとかそういうものもあらわれてこなければならないし、それから、今後の方針の方にもそういうことがきちんと明記されなければならないんじゃないのかなというふうに思うんですね。

そういうものがないと、結果的にはだれかに指摘されて、指摘されたときにそのときだけ答弁をして、一向に前進が見られないということになってしまうのではないのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

議 長

町長。

町 長

お答えいたします。

先ほどの報告の中でもご承知のとおり、平成15年度の入り込み客数といいますのは11万 2,000人です。おととのマイナス2万 5,000人です。こういう傾向が続きつつ予測されるわけです。

しからば、健全経営を目指すにはどうしたらいいのかということになりますと、今ご指摘されたような有効活用を考え、また入館者をふやすということが大事なこ

とであります。

そういうことで、株主総会でも大きな問題として提起されておりますので、今後とも役員ともども、この有効活用についてどうあるべきか、当年度内で決めてまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

議 長

他にありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議 長

日程第12、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

初めに、1番、室議員の一般質問を行います。

1番、室議員。

1 番

さきに提出いたしました一般質問通告書に従って質問申し上げます。

1問目は漁業の動向についてであります。

厚岸町の沿岸漁業の動向につきまして二、三お聞きさせていただきます。

1つは、まず、昆布の生産の問題であります。今年、聞くところによると、非常に昆布の生育がいいらしいというような話も聞いておりまして、久々に明るい話を聞いたという気がいたしますが、生育の見通しについてどうなのか、お聞かせいただきたいです。

ただ、問題なのは価格の動向であります。

一番いいのは、たくさんとれて値段がいいというのが何よりであります。それで、価格の動向について、どのようなものをつかんでいらっしゃるかお聞かせいただきたいんです。と同時に、価格を一生懸命下へ下へと引っ張っている要素の一つに昆布の輸入の問題がございます。昆布という形で入ってくるのか、それ以外のものとして入ってくるのか、いずれにしてもそういうものがございます。

それともう一つは、輸入の関係では、前にも議会でも取り上げておりますが、いわゆるIQというんでしょうか、輸入自由化という問題があるようです。この点についても前にも一度お聞きしておりますが、その後どのような動きが出ているのか、また、それによって価格はどのような変動をもたらすおそれがあるのか、その点に

についてもお聞かせいただきたいんです。

2番目がカキです。カキについては、おとしですか、非常に海の状態に変動がありまして、へい死が起きるといようなこともございました。自然相手ですからいろいろな問題が出てくると思いますが、今年はどうなのか。もちろんこの先のこととはわかりませんと言えばそれまでですが、見通しとしてはどうなのか。その点についてお聞かせいただきたい。と同時に、これもまた昆布と同じでして、とれたものが高く売れなければ、やはり生産者は大変です。

それで、厚岸ブランドとかいろいろな話がございますが、価格の形成に対して、町はどのような施策と考えをお持ちか、この点についてもお聞かせいただきたいんです。

3番目はヒトデと三角ツブです。これは生産を阻害する要素です。

これらにつきまして、いろいろな駆除の方策をとっているというふうに聞いておりますが、その方策、そして現在の状況、それから成果、それらについてお聞かせいただきたい。

それから、もう一つは、今この厚岸湾湖の中にこれらのものがどのように分布し、どのようにいるのか、これらについての状況の調査、それらについてはどのようなことが行われ、どんなことがわかってきているのか。この点についてもお聞かせをいただきたいわけであります。

それが第1点です。

第2問目は、災害緊急時における、いわゆる身体弱者等についての支援体制についてお聞かせをいただきたい。

1つとしては、町としてどのような対応施策をとられているのか。

2番目として、他機関とはどのような連携をとって、この支援策を進めているのか。

3番目については、地域との連携はどのように図り、どのような施策を進められているのか、お聞かせをいただきたいわけであります。

3番目は風疹についてであります。

聞くところによると、日本のいわゆる南の方が主なようでございますけれども、まだ北海道ではそういう話は聞いておりませんが、風疹が大体5年ごとぐらいに大きな流行があるという話もあるんですが、この流行の兆しを見せているというよう

議 長
町 長

な話がございます。

この風疹について、町としてはどのような対策をおとりになり、どのように進められており、また今後進められていくのか、その点についてもお聞かせをいただきたいわけであります。

以上が1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

町長。

1番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、昆布生産についてのお尋ねのうち、1点目の生育見通しについてのご質問でございますが、5月19日に行われた今年度の昆布資源調査によると、ルリラン周辺、チンベ周辺、末広周辺、小島周辺、大黒島周辺の5海区で、前年を100とした着生率では164%で、苫多、愛冠、新冠周辺も190%であり、資源状況は良好であります。

また、厚岸漁協と釧路地区水産技術普及指導所が共同で行った7地点での昆布測定結果では、前年を100とした場合、昆布の長さで122.4%、幅では108.1%、重量では144.2%、肥大度では108.2%であり、昆布の生育状況も良好との結果が出ております。

次に、昆布価格の動向と昆布の輸入問題についてのご質問であります。平成11年度から15年度までで、昆布1キログラム当たりの平均価格は981円で、不作だった平成11年度及び13年度が1,000円台での価格であったのに対し、他の3年間は800円台で推移しております。

厚岸を含む釧路産の昆布は、厚岸、浜中、散布、昆布森、釧路市東部の5つの漁協が、昆布商社と交渉し値決めを行っておりますが、今年のように豊漁との情報が商社に入りますと、棹前昆布や夏昆布の価格が安く推移するのではないかと今から懸念しております。

昆布の輸入問題のWTO（世界貿易機関）、ウルグアイ・ラウンドの動向については、2004年末を期限とする新ラウンド交渉のWTO閣僚会議が昨年9月にメキシコで開始され、結果は決裂となり、期限内での妥結が絶望的との見方がされております。

国の方針は、水産資源は工業品と異なり、再生可能な有限天然資源であり、世界の資源状況の悪化を考えれば、一律に自由化を進めるのではなく、資源の持続的利

用の確保が重要との基本的考えのもとに、一方的自由化論に反対し、輸入割当量階級制度の維持の方針であります。

しかし、一方でWTOの多国間交渉の妥結の見通しが立たないことから、その役割の補完的な手法として注目されているアジア諸国との貿易協定、すなわちFTAに力を入れていくとのことであり、今後の交渉に注目していきたいと考えております。

昆布は、昆布生産者保護を目的に、非自由化品目として一定量しか輸入を認めない輸入割当、すなわちIQ制度によって輸入が制限されております。昆布輸入は北海道昆布の減産に伴う価格高騰のたびに増枠され、現在では年間2,960トンが基本輸入枠となっております。平成14年度の輸入実績では、中国産2,522トン、韓国産34トン、ロシア産13トンとなっており、国別の輸入では中国からの輸入がほとんどであります。

中国産昆布は釧路産昆布の得意先だった台湾への輸出を最盛期の10分の1に減らしただけではなく、さらに制限とは別の形で昆布加工品が自由化品目として扱われていて、一説では約4,000トンが日本に輸入されていると言われております。

中国産昆布を原料とした半調整品は、国内産昆布を原料としている昆布巻きの小売価格に大きな影響を与えていると言われており、結果として生産地の昆布価格の下落をもたらし、昆布生産者の生計を圧迫する事態を招いている状況にあります。

このため、北海道の昆布産地で組織されている昆布輸入割当制度堅持北海道自治体協議会——厚岸町も加入いたしております——では、昆布加工品の昆布巻きの原産地表示の義務づけに関する要望書を農水省に提出してありまして、町といたしましても積極的に支持し、支援してまいりたいと考えております。

2点目のカキについてのお尋ねのうち、生育見通しについてのご質問ですが、カキ養殖漁業は、自然環境や気象条件、管理方法などが大きくかかわってまいりますが、今年もまことに遺憾ながら、一部生産者のカキのへい死が発生いたしております。

カキの管理方法や場所によって、生産率に大きな違いがあり、個人差もあるようですが、原因の一つとして考えられますのは、産卵障害であります。昨年も冷夏の影響で、厚岸湖が低水温で推移し、生殖、産卵が十分に終わらない状態で越冬したためではないかと考えられます。

今年出荷を迎える3年目のカキや2年目のカキの一部もへい死している状況にありまして、今後の出荷に少なからず影響が出るものと思われまます。

また、昆布の生育を左右いたしますのは、自然環境や気象条件でありまして、しかも厚岸湖は半閉鎖的でありますので、漁場環境の把握を行うため、今後も水質環境の監視を継続して実施し、得られた情報を的確に提供していくことが重要と考えております。

次に、価格の形成についてのお尋ねであります。カキ養殖は稚貝から出荷に至るまで多くの経費と労力を伴います。その価格形成は、稚貝台、資財材、燃料費など価格を構成する各要素に労賃を加えたものであります。かき養殖は、昭和58年以前の地巻き方式では手間がかからず経費も最小限で済んだものが、現在の垂下方式においては漁場の有効活用がなされたものの手間がかかり、さらにロープ、浮き、かごなどの資財費もかかります。生産者は消費者に喜ばれ、商品価格の高いカキにするため、原則的に最低2年養殖し3年目で出荷する生産体制としておりますが、宮城県産稚貝の種苗は価格が不安定であり、加えて今年は厚岸漁協地方卸売市場でのカキの値段が全般的に安値で推移し、かかる経費と労賃を考えますと、よいカキの値段を高くするブランド化はますます必要になってまいります。

厚岸漁協では、今後市場での流通が既に確立されている焼きガキ及びむき身を主とした宮城県カキの生産を維持しながら、生食用殻つきカキの新しい資源として期待が寄せられているシングルシードカキの生産増を図り、それぞれの特徴を生かしたカキ養殖の振興を図る計画で、今年度、国及び町の補助を受け、苫多沖にカキ中間育成施設の整備を行う予定であり、新たな厚岸ブランドとして、シングルシードカキの増産体制を確立するとともに、厚岸カキ全体の生産を高め、地域資源の増大と漁業経営の安定が図られるものと期待されております。

さらに、町では今年度ソフト事業として新たな厚岸ブランドとして普及拡大を図り、広く消費者に周知するため、シングルシードカキのネーミング募集事業を実施し、消費流通面における知名度を高める取り組みを進めたいと考えております。

3点目のヒトデ、三角ツブについてのお尋ねのうち、ヒトデ駆除の状態と成果についてのご質問であります。厚岸湖や厚岸湾沿岸域では、平成3年ごろからヒトデが大量発生し、特に厚岸大橋付近のアサリ・はさみ漁場では、ヒトデの食害で資源量が激減いたしました。

このため厚岸漁協組合が事業主体となり、町の単独補助を受け、毎年大型スターモップなどでヒトデ駆除事業が定期的実施された結果、駆除の効果が徐々にあらわれ、一時休業していたアサリ・はさみ漁も平成8年から再開され、平成12年からは、生息密度が減少傾向に転じております。駆除実績は平成11年度の227トンを一ピークに毎年減少しており、平成15年度の実績は、事業費1,222万円で60トンを駆除しております。アサリ・はさみ漁場のアサリ生産量は、平成8年では6トンであったものが、平成14年では13トンまで回復しております。

次に、ヒトデの分布状況の調査であります。釧路地区水産技術普及指導所で、平成14年春と秋にモップを使った調査を行ったところ、厚岸湖内、南防波堤、市場前、実験所前、アサリ・はさみ漁場のいずれも生息密度が低くなってきている状況にあると報告されております。

こうした駆除の効果もあって、大型ヒトデが少なくなり小型化してきておりますが、いまだ多くの生息が見られ、油断できない状況にあると認識しており、毎年継続して駆除することが今後とも必要ですので、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、厚岸の沖合海域において、ツブかごにヒトデが大量に入ってしまう被害が出ていることから、ヒトデを駆除しながら、分布状況と生息状況を把握する北海道ヒトデ駆除モデル事業が継続して行われております。この事業は、水産技術普及指導所の協力を得て、漁業協同組合が事業主体となり行うものでありますが、今年度で事業期間が終了し、釧路管内の各漁協では補助の継続を要請しておりますが、北海道では費用対効果の証明が難しいとの見解であり、まして難色を示しており、厚岸町といたしましても漁組や関係団体と連携し、強く補助の継続を要請してまいりたいと考えております。

次に、三角ツブの駆除の状態と成果についてのご質問であります。三角ツブは厚岸湾内では以前から確認されていましたが、ここ数年、厚岸湖内においても急増し、カキやアサリなどの2枚貝を食害する食肉性巻き貝であります。また、三角ツブの駆除の状態ですが、漁組では平成13年度から駆除事業として新規に取り組んだものであります。これまで多くの三角ツブが陸揚げされずに海に直接捨てられていたため、漁業協働組合が事業主体となり、陸揚げされた三角ツブを買い取ることで駆除を促進させようというものであります。

平成15年実績では、駆除量は 7.6トン、事業費は 179万円でありました。町は、そのうち処理運搬費の4分の1、8万 5,000円を補助しております。

次に、分布状況の調査についてであります。平成13年度にまとめられた厚岸漁協青年部の調査によると、厚岸湖内の海区を10海区に分け、陸側からアサリ島にかけてそれぞれ陸側、中央、沖側の3地点を調査場所として設定したところ、沖側であるアサリ島周辺が圧倒的に多く生息が確認され、種類としてもオオウヨウラクが圧倒的に多かったと報告されております。

さらに、報告書では今後の対策として、捕獲した三角ツブは海に捨てないこと、産卵は主にカキ島周辺のアサリ漁場の土どめを産卵場所としているため、早い時期で干潮の大きい時期に土どめに付着している卵を除去したり、産卵中の三角ツブを駆除すると大きな効果があることなどの情報を生産者に提供いたしました。

この厚岸漁協青年部の取り組みは、本年3月4日、東京で開催された第9回全国青年漁業者交流大会で、北海道代表として発表され、環境保全部門で高い評価を受け、農林水産大臣賞を受賞したところであります。

また、今月6日には、漁業協同組合のカキ・アサリ班を中心として、70名が参加し、三角ブツの一斉駆除を行っており、今後定期的な駆除につながる第一歩となるものと期待されているところであります。

続いて、2点目の災害緊急時における身体弱者の支援対策についてお答えいたします。

まず、町としての対応であります。近年における我が国の社会構造の変化によりまして、高齢者、障害者など災害緊急時において、非難行動などに支援の手を差し向けなければならないいわゆる災害時要援護者の増加が見られております。

国の地方防災会議が策定する防災基本計画の中にもこのことへの対応が重視されており、防災知識の普及、災害発生時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策など防災のさまざまな場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策の必要がうたわれており、これらは地方公共団体である長の重要な務めとされております。

災害発生時においては、特にひとり暮らしの高齢者や障害者、中でも聴覚、視覚に障害があって、情報が得にくい方々にとっては不安が募るものです。ここにいかん早く行政の手が届くか重要であると考えております。

昨年9月の十勝沖地震発生時においては、災害時要援護者への初動的な対応とし

て、保健福祉課が中心になり、安否確認を行いました。職員の緊急登庁後、65歳以上の独居老人及び障害者の台帳を準備し、班編成によって電話及び自宅訪問による精力的な安否確認を行っております。

その結果、その日の22時には、独居老人や障害者などの合計 685人についての安否確認を終えることができました。

しかしながら、大規模な災害が発生したときにも同様な対応ができるかなど、今後においてもさらに検討・研究を行っておくべきものがあると考えております。

また、地域の防災を進める上においては、避難場所などのハード面の施設整備を図ることもさることながら、災害発生時にいかに早く適切な行動が起こせるかが最も大事であります。みずからの身の安全はみずからが守るのが防災の基本と言われており、個々の方々がその自覚を持って、平時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時にはみずからの身の安全を守るよう行動し、また初期消火を行う近隣の負傷者や災害時要援護者を助けるなどの活動や、公共機関等が行っている防災活動に協力するなどが現実的に求められます。

このための自主防災思想の普及や、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めることが、地方公共団体の大きな役割でありますし、災害時要援護者に十分配慮した防災訓練の実施などを通じ、今後さらにこの体制づくりに意を用いてまいりたいと存じます。

次に、他機関との連携であります。災害発生時の際には、町内外の国の機関や北海道の機関、他の市町村その他の機関に協力を求め、応急措置を実施することとしているところですが、災害発生時点の緊急時にいち早く災害時要援護者への連絡を行うには、町内に存在する地元機関との連携が大変重要であり、機敏な行動が求められているものと考えております。

消防署との間では、日ごろから緊急通報装置の利活用について、密接な連絡調整を図っているところであり、災害発生後には、独居老人世帯や身体障害者世帯に設置している緊急通報装置の作動により、自動的に消防署へ通報されることから、通報を受けた消防署は、確認用インターホンにより状況確認を行うこととしており、応答がない場合、地域の協力員に対し応援を要請するとともに、救急車を出動させることとしております。

他の機関については、それぞれ担っている分野の守備範囲を含め、ともに地域に

おられる災害時要援護者へのかかわり方について研究してまいります。

次に、地域との連携であります。災害発生時の支援体制については、道路事情の悪化や火災の発生などに加え、電話が不通になるなど、救援活動の機能が分断されることも想定しなければなりません。

また、地震、津波災害においては、行政などが現地対応する時間的余裕のない中での避難行動が必要となり、自力で避難することが困難な方に対する安否確認や避難支援には地域の力が大きな支えになってきます。

これまでも近隣の独居老人宅の安否や家財被害の有無を確認しているとの自発的行動がとられていると伺っておりますが、こうした支援を必要とされている方々への対応強化に向けては、地域との連携を欠くことができません。

なお、地域での自主防災組織は、現在15組織であり、町の防災訓練に合わせ自主的な訓練を積み重ねているところではありますが、多くの組織が今後積極的な活動がとられるよう行政としても促していかねばならないと存じます。

日常的な防火、防災知識の普及や身体弱者の方々への地域支援ネットワークづくりと、実践訓練の積み重ねなど、防災意識の声を災害時初期活動の充実を地域活動の入り口課題とし、海岸線地域ばかりではなく山間地域においても組織化の必要性について理解をお願いしながら、より地域との連携を強め、自主防災組織の育成を進めていく必要があるとの認識を強くしているところであり、その充実を目指してまいります。

次に、3点目の風疹についてお答えをいたします。

風疹とは、室崎議員も既にご承知のとおりであります。風疹ウイルスに感染して、14日から21日の潜伏期間の後、発熱とともに全身に淡い発疹が出現し、通常3日程度で消失する病気ですが、妊婦初期、特に3カ月以内の女性が感染した場合、白内障や心臓の奇形、難聴など先天性風疹症候群を持った赤ちゃんが生まれるおそれがあります。

風疹の感染は、感染者の上気道粘膜より排出される分泌物の飛沫を介して伝播され、ウイルスの感染性は発疹出現の前後約1週間とされておりますが、解熱すると排出されるウイルス量は激減し、急速に感染力が消失するものであります。

かつてはほぼ5年ごとの周期で風疹の全国的流行がありましたが、平成6年以降は大流行はありませんでした。今年に入り、九州と関東地方の患者が増加し、学童

期や20歳以上に発症割合が多い傾向があると言われていたことから、国は予防接種を呼びかけている状況にあります。

流行の兆しを見せる風疹についての町の対策についてであります。当町では、広報あつけし6月号に「風疹の予防接種を受けましょう」と題する記事を掲載し、風疹ワクチン接種を呼びかけるとともに、防災無線やホームページを活用し、あわせてパンフレットを主要施設窓口に配置していますし、母子保健に関する相談等の機会も活用して、ワクチン接種や先天性風疹症候群についての適切な注意喚起及び情報提供を行ってまいりました。

風疹は、ワクチンで予防できる病気ですので、ワクチン接種の経験がなく、さらには風疹罹患歴のない方々、特に平成6年、予防接種法の改正により、予防接種の機会を逸した現在16歳から24歳までの年齢層を中心に、免疫のない方々への任意接種の普及啓発について、引き続き周知に努めてまいります。

また、特に先天性風疹症候群の発生予防のために、妊娠予定未感染成人への予防接種の必要性や風疹抗体のない妊娠中の方が、風疹患者との接触を回避することの重要性について、周知に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議 長
1 番

1 番。

いろいろと多岐にわたる質問でしたので、ご丁寧な答弁ありがとうございました。それで、何点かお聞きしてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、昆布の問題であります。今年は生育状況が非常によろしいという話は私もぼつぼつ聞いておりましたが、今数字であらわしていただいているほどなと思いました。

ただ、漁師の方のお年寄りなんかは、いいいいと言った年はどんと台風が来てみたり、自然相手だから、なかなか思うようにいかないことが多い、余りぬか喜びはしないよというようにおっしゃる方もいるんですが、差し当たっての生育状況がいいわけで、これは大変ありがたいなと、私は思っています。

それで、価格の問題です。1つは、生育状況に関しても、5単協でもって五、六千トンの例年が、今年は8,000トンを超えるんじゃないかというような見方をしている生産者の方も結構いらっしゃるようですので、そのようになってくれればいいなと思っているんですが、国内総生産高というのが大体2万トンぐらいですか。大

体そんなものですよ。ね。

それから、輸入枠というのが 2,600トンから 2,900トン。3,000トン切るものですよ。国内消費量というのは3万トン弱。小さく見る方は2万3,000トンぐらいと言っているようですが、大きく言う方は3万トンぐらい。いずれにしても、国内総生産高と輸入枠を足しても消費量に届かないはずなんですよ。ね。

ところが、現実には昆布がだぶついているというのが現状のようです。どうもそれは、いわゆる昆布レス昆布とでもいうんでしょうか、税関では昆布扱いができない形で入ってくる。昆布巻きなんかはたしか重量20%ですか、そのぐらいいわゆる他のものが入っていると昆布じゃなくなってしまうんですね。それで、本当かうそか知りませんが、人間の腕よりもまだ大きいようなジャンボ昆布巻きというような形でもって入ってきて、それを丁寧にほどいて、それから加工品として使うというような潜り輸入が相当に多いらしいというような話、これは私も見たわけじゃないので、単なるうわさで申しわけございません。

それで、要するに加工品としてどれぐらい入っているのかと。今回 4,000トンという数字を出していただいて、ああこういうものがあるんだと思ったんですが、なかなかこの数字はつかめないですよ。ね。昆布として入ってきていないわけですから。そういう中で皆さん苦慮してるというのが一つ。

それと、もう一つは、自由化の波が大きく昆布に押し寄せてくるんじゃないかということです。

前にも議会で一度これお聞きしたと思うんですが、たしか価格が3分の1ぐらいに下落してしまうおそれがあるというような話じゃなかったかと思うんですね。ちょっとその数字つかんでおりましたらお知らせいただきたいんです。

もし価格が3分の1に落ちれば、生産者の収入は5分の1から8分の1ぐらいになってしまうんじゃないかというような話も、生産者の方などから聞いておりますので、そのあたりの町としてはどの程度の見方でのいるのか。

そうすると、それがこうやったウルグアイ・ラウンドが破裂してしまうような状況の中で、何とかと国はいろいろ苦慮しているようですが、強引に打ち破られていく可能性はないとは言えないわけですから、そういう何ていいますかね、厳しい将来がもしかしたらあるかもしれないという情報も、早目に流していかなきゃならないだろうというふうに思うわけですので、その点もお聞かせいただきたいんです。

それで、1つにはそういう形で、何とか国にI Qというんですか、その割り当てですね、輸入自由化にしないで割り当て量で抑えるということをやいま一層頑張ってもらいたいわけで、町もなお一層その働きかけを強くしていただきたいわけですが、それは当然なさっていると思うんですが、その点についてお聞かせをいただきたい。

と同時に、私どもの立場から言うと、潜り輸入ですよ。それについてはやはりトレーサビリティをきちんとして、いわゆる原産地表示をきちんとすることによって、消費者もそれは希望しているというふうに聞いています。というのは、輸入ものの昆布が国産ものの昆布に化けて、そして非常に濃い味つけをされたりするというと、よくわからなくなると、昆布巻きだとかそういう加工品になって出てくるということは甚だよろしくないということは、消費者も言っているわけですから、この問題は、消費者と生産者が手を携えてやっていくべきものだというふうに思われます。

それで、農水省のいろいろな資料なんかを見ますと、いろいろな水産物表示検討会だとかそういうところでこういう話はたくさん出ているんですね。ところが、国内にはやはりちょっと待ってくれという層もあるわけですね。いわゆる加工業者。こここのところでは、それをやられるということ自分たちの売り上げが落ちると。何を言っているのか大体意味はわかりますけれども、そういうような形でもって綱引きがあるという話も聞いていますので、このあたりはやはりきちんとしていく必要があるのではないかと思えますので、なお一層のお力添えといいますか、町としての活動をお願いしたいと、そういうふうに思うわけです。

それで、価格形成との関係でちょっと気になるようなニュースが少しありますので、これらについてももしお手元に情報がありましたらお伝えいただきたいんですが、平成16年6月8日の北海道新聞に「元気な農山漁村、国が応援」という形で囲み記事が出ておりました。

それで、政府の食糧農業農村政策推進本部、本部長は小泉純一郎首相だそうです。これが農林水産業を通じて、地域振興に取り組んでいる全国の20から30の事例を立ち上げる農山漁村として支援することになると。それで、北海道では4つ出たんですね。その中の一つに、厚岸のカキというようなものが出ておりますが、これらについても資料がありましたら、カキのところでもう一度聞きますけれども、前

もってお聞きしておきます。

それと、昆布に関しましては、農林物資規格調査会というのが平成16年2月4日に行われておりまして、その中で昆布の日本農林規格の廃止、これがどうも決定されたみたいです。JASですね。これは、昆布の生産者にとっては、価格形成を含めてどんな影響が出てくるのかということが、ちょっとこの資料だけでは全くわかりませんので、そのあたり、情報をつかんでいましたらお聞かせをいただきたいということです。

最初の資料、ちょっとカキの方を間違っただけで読んでしまいましたのでごめんなさい。それはまたカキで言いますから……。

それで、このあたり昆布の問題についてお聞かせください。

次に、カキでございますが、カキについても今なかなかいろいろな問題の出るところもあるというお話を聞きまして、自然相手の仕事というのはやはり非常に大変だなという感をより深くしたところでございます。

今年は何か水温が高いというような話もちんちん聞いているんですがそうなんでしょう。水温が高ければ、いろいろな状況の変化は早いので、やはり生産者の方は目を離せないという状況になってくるかと思うので、そのあたりについてもどのようなものかということがわかりましたら、お願いいたします。

それで、いろいろな情報提供については、カキセンターというものもありますし、情報提供を行っているだろうということは十分に予測されるわけでございますけれども、それらについてはどういう形で、いろいろな水温を初め、海の状況について、情報提供しているのか、それについてもお聞かせください。

それから、カキの価格形成に関して、今厚岸ブランドという言葉が随分と答弁の中で使われておりましたが、これはあれでしょうか、シングルシードのみについての考えなんでしょうか。それとも、厚岸町には、こちらの答弁の中でもはっきりとおっしゃっているように、垂下式でつくっているカキと、それからシングルシード方式によってつくっているカキと2種類ございますね、大きく言って。それらについて全部厚岸カキということだということであるとするならば、厚岸カキとは何なのかということについてはやはり明確にしていかなければならないと思うんです。

昆布において原産地表示ということをきちんとし、トレーサビリティというものをきちんと尊重してもらいたいということを言っている厚岸町ですから、厚岸

町における厚岸カキとは何なのかということについては、きちんとしていかなければならないと、そのように考えますので、町で考えているところの厚岸ブランドないしは厚岸カキ、それについての定義をきちんとお教えいただきたい。

それから、価格形成の問題であります、確かにブランドをしまして、いわゆる何ていうんですか、差別化というんですか、個別化というんですか、ほかのところが違うんだよ、うちのはおいしいんだよということをきちんとして消費者にわかってもらう。安心して安全なものをおいしく食べていただくということが何より大事ですよ。

そういう中で今、消費者が満足して買って欲すれば、結構高い値段で物が売れるんです。それが実際に示されていますね。暮れに厚岸の生産者が何人か集まって、いわゆる都会に向けてカキを売っています、箱詰めにしたものを。あれは郵便局が応援した、ゆうパックでやったんですかな。たしか頑固な漁師の何とかかんとかというような名前だったと思う。そうすると、市場に上がっている倍以上の値段で飛ぶように売れるんですね。これもまた、都会の方のそういうことを知っている、私の知り合いなんか聞くと安過ぎるという評価を受けて私の方はびっくりしているんですが、やっぱりこっちはこの地における値段を基準にして、そこから考えていきますから、都会における市場調査をしているわけでないからそういうギャップが出てくるのかなという気がいたしました。

そうすると、売りようによって、例えば1個50円の物が150円でも300円でも売れるわけですよ。それがそういう道をちゃんとつくっていくのが価格形成というものです。そういう点で、町はどういうような、これは町が独自に町の仕事としてやるというよりは、生産者に対する指導だとか、支援だとか、お手伝いだとか、そういうたぐいのもかもしれませんが、どんなことを考えていらっしゃるのか。この点についてお聞かせください。

その次に、ヒトデ、三角ツブについてであります、今お聞きするところ、生態調査、そういうものについても相当になされていると。港湾全体にいわゆる分布状況の調査というものがなされているというお話でしたので、こういうものを綿密に進めていただきたい。

それから、これは1回限りでなくて、毎年積み重ねていかなければ経年的な変化というものによって初めてわかってくる話だと思うんです。どうしても、私初め、

見えるところにいるのが少なくなれば、いなくなったというふうに思うわけですが、全体的な調査をしないと、本当に少なくなったのか、見えるところから見えないところに移動したのかはわかりませんから、そういう意味で、この調査はぜひお願いしたい。

それともう一つは、やはり道の方も沖合におけるヒトデについて、費用対効果がどうも見られないというようなことを言って切りにかかっているというような話が今ありましたけれども、大変けしからん話でありまして、そんな3年や5年でもって全部効果が出てくるような簡単なものではないですよ。自然が相手ですから。ですから、そこのところはぜひお願いしたい。これはずっと続けていただきたい。それによってどういうことがわかってくるのかという問題であろうと思います。

なお、専門家に言わせると、ヒトデの発生というのは実は異常発生ではなくて異常生き残りだと。あれはたくさんの卵を産んでいるわけですから、その中の1%、一人前になるのがふえれば、海の中ヒトデで埋まるわけですね。だから、異常発生ではなくて異常生き残りなんだというような話もありまして、結局、そういうものをどんどん食べていく天敵との関係ということがあるかと思います。この場合の天敵というのは、親を食べるんじゃなくて卵のうちや、本当にプランクトン状態になって動いているうちにぱくぱく食べていくような小魚ではないかと思うんですけれども、そういう海全体の生態系の問題が絡んでいるというふうには思われますけれども、その点を一つ、きちっと道の方にも強く言って、こういう総合的な調査を行って、その問題点をはっきりさせていくということに手を抜かないでいただきたいということを町からも強く言っていただきたいと、お願いする次第であります。

以上が1問目ですね。

それから、2問目に入りますが、災害時における弱者支援の問題であります、非常にいろいろな課題があるんだというお話をおっしゃってくださいました。しかし、そのほとんどが抽象的な問題の羅列なんですよね。今何をやっているのかということになると、見えてこない。

それから、さらに検討・研究を行っていくべきものと考えするというような話が、随所に出てくるんですけれども、何をどのように課題と考え、どのように研究しているのかが見えてこない。

それで、もう少し具体的な話をしていただきたい。今ここまでやっているだけ

れども、この問題があるんだがまだ手がついていない、これについては、例えば今年じゅうに来年じゅうに、あるいはこの何年間の間にこういう形で進めていきたいというものが出なければ、町としての方針ではないでしょう。甚だもって抽象的なんですよ。もう少し具体的に答えていただきたい。

それで、ところどころには、行政としての役割はこういうもんだというような話がありました。全くおっしゃるとおりだと思います。例えば地域において、災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努めるのは行政の仕事だ、こういうようにおっしゃっているわけですね。

では、具体的にどこにどのように手をつけて、この体制をつくっていかうと考えているのか、その点についてが何も無い。もう少し具体的に言っていただきたい。

他機関との連携に当たっても、消防との話が少し出てきただけで、あとの機関の話は全く出てきていない。例えば行政機関と並んで他の町村もあります。それから学校もあります。警察もあります。道のいろいろな機関もあります。例えば保健所を初めとして。そういうものとの間では、どの分野でどういう連携をしていかなきゃならないのか。連携をするためには厚岸町はどういうデータを持っていなきゃならないのか。そういうことが、いわゆる検討課題でないかと思うんですよ。今後進めていきたいので、いろいろと意を用いてまいりたいと思いますと言われても、何のことだかさっぱりわかりません。わかるようにお話いただきたい。

それから、地域という話になりましたが、これについては、この前の大きな地震があったときに、釧路市の例が報告されておりました。それによりますと、全くいろいろなお年寄りを初めとする方に、不安のなかった地域と、いろいろな問題が続発した地域があるんですね。それは、地盤の関係で揺れが大きかったとか小さかったとか、そういう問題ではなくて、日常から、例えばいろいろな形で近所が助け合うというような状況がきちん、いわば何ていうんですかな、地域の紐帯というんですか、ひもで結ばれている、その形がきちんとできているところは、当然そういうときにも、「あ、あの1人で住んでる隣のおばあちゃんどうなってるかな」と近所が声をかける。それによって、たんすの下敷きになりそうな状況で震えている方がすぐ助けられるというようなことで助かっているらしいですね。

それから、そういうものが全く隣同士のもの切れてしまっている地域では、行政が走っていくまでは何もできない。だけれども、これはここで答弁でおっしゃっ

ているように、この前の地震で、津波もなく、やれやれというときでも全部を確認するのに、22時、夜中の10時までかかっているわけ。朝の地震ですよ、あれは。丸1日、福祉課の人たちは走り回っているわけです。その22時、最後のところに来た方は、丸1日、その立場の人に言わせると放置されていたという意識を、顔を見るまでは持つでしょうね。こっちは汗だくになって走って歩いているんだが。やはり行政だけではできないものがたくさんあるわけですよ。だから、その体制をどうつくっていくのかということだと思っんです。

それから、他機関という私言い方をしていたんですが、地域という方に入れてもいいんじゃないし、どっちに入れてもいいと思っんですが、例えば自治会であるとか、そういう地域に根をおろした団体との間で、どのような連携をとっていくかという問題はあると思っます。また、いろいろな福祉団体との間で、どのような連携がとれるのかという問題もあると思っんです。

それで、最後のところでおっしゃっているように、まさに地域という問題を考えていくと、日常の地域活動の入り口として、災害時において発揮できるのかどうかが決まるんだというので、これは本当に問題を的確にとらえている方がおっしゃっていることだというふうに高く評価しますので、そういう観点から何が問題で、厚岸町では何をしようとしているのか、その点についてご答弁をいただきたいわけがあります。

次に、3問目の風疹に入ります。

風疹というふうに言うと余り何だそれという方多いんですが、「三日はしか」というと大抵の方知っていますよね。私も子供のときにやった記憶があります。大した病気ではありません。3日程度ちょっと熱が出て、発疹が出て、すっと引いて終わりです。通常の場合は。

ですから、風疹本体そのものについて、風疹にかかるということについて恐れる何もものもないということは、小児科のお医者さんもおっしゃっています。お医者さんによっては、ワクチンなんかよりも風疹にかかりなさいと。それによって抗体をつくってしまえばそれでいいんだというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。それだけ軽い病気なんです。

ただ、大変恐ろしいのは、妊娠初期、3カ月から5カ月ぐらいまでと、人によっては5カ月ぐらいまでおっかないと言っっていますが、そういう状態の中で感染しま

すと、胎児がかかっちゃうんですね。そして、先天性風疹症候群というものになって、これが白内障であるとか心臓であるとか難聴であるとか、いろいろな病気を持って生まれてしまう。障害を持って生まれてしまう。それで非常に大変な状況になるわけです。

それで、そういう状況に至った方が、そういうことをつづりながら、だから風疹については恐ろしいから皆さんあれを受けましょうということでもって、今ホームページというんですか、そういうものには書いています。胸の痛む思いがします、読みますと。

それで、そういう形で、ですから予防注射は必要であるというふうに町も考えていらっしやって、いろいろと広報をしているというお話でした。

それで、ちょっと振り返ってお聞きするんですが、昨年の2003年8月ごろに予防接種法が改正されて、それまでは幼児の接種ではなくて、中学生の接種だったんですね。それがぐんと年齢が低くなってしまった。そのためにはざまができて、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までに生まれた人で、予防接種を受けていないというすき間ができてしまった。それで、平成15年9月30日までは公費で予防接種が受けられますというふうな経過措置をとったんですね。この経過措置については、私ちょっと今見てみたら、広報あつけし2003年の8月号に、余り大きくない記事ですが、出ています。

当時、これ以外にどんな広報をやっていましたか。そして、それによってどれだけの効果がありましたか。これわかったらお知らせいただきたい。

今回の答弁の中で、風疹の予防注射が非常に必要だということをやっています。その考えであるならば、このときに相当な広報をなさって、効果を上げているんじゃないかというふうに思うわけですので、まずその1点をお聞かせいただきたいんです。

それで、現在の予防注射というのは、新三種混合MMRで大変な問題を起こした後、接種義務ではなくなりましたよね。今は、本人がといっても小さな子供が自分で判断することはできませんから、親御さんの判断によって受けるか受けないかを決めるように変わりました。これはすべての予防注射で言えることだと思います。

それで、そのときに、町として行うべきことには、やはり予防注射の必要性と同時に、予防注射というのは、簡単に言ってしまいますと、薄めた病原菌を体の中に

入れて病気を軽く起こさせるわけですから、危険な行為なんですよ。

MMRという三種混合ワクチンは、4年間で1,000人を超える認定障害を出しましたですね。それで4年間でもってやめてしまったんです。

ところが、この三日はしかの単独の場合でも——このMMRは関係ないとは言えないんです。その3つの中にこの風疹が入っていますから。風疹の場合にも、1981年から93年まででもって4名認定患者が出ています。だから、やっぱり全く害はありませんよ、全く心配はありませんよとは言えないわけです。ですから、副作用と必要性と、それをきちんと判断した上で受ける受けないを決めていかなきゃならないですね。受ける受けないがきちんと決められるためには、そういう情報がきちんと提供されなければなりません。

今の答弁の中には副作用は一言もおっしゃっていない。ですから、この点についてはどう考えているのか。いわゆる副作用情報については、どのように考えているのか、これもお聞かせいただきたいんです。

それで、この情報提供に当たりましては、町としては、今風疹の問題を取り上げていますけれども、予防注射というのは、受ける人の権利行使なのか義務の履行なのか、どのようにとらえてその立場から、要するに受けましょうということを言っているのか。この点をお聞かせいただきたいんです。

それから、非常に大事な問題なんです。禁忌という言葉、禁ずると忌むという字を書きますが、接種不適合者、それから接種要注意者、これがありますね。どちらも5項目ぐらい上がっているはず。それらについてはどういうにつかんでいますか。

そして、この予防注射現場で、そういうことがきちんと徹底されているかどうか。それについてつかんできますか。その点についてもお聞かせいただきたい。

それと、最後に先ほど認定患者の話をしてきましたが、万が一、これはあっちゃいけないことなんです。万が一予防注射を受けたことによって、いろいろな病気になったり障害が出たりした場合、被害が出た場合、その被害者の救済制度というのがありますね。これもそれぞれの窓口の対応によっては、生きも死にもするようです。これらについては、どういう制度なのか。そして、町としてはそういうものときには、どこにどういうふうな気をつけて進めればいいのか、その点についてもお聞かせいただきたい。

議 長
町 長

以上が2回目の質問でございます。

町長。

再質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

多様にわたっておりますので、私からは、昆布に関してのうちのIQ制度の堅持について、さらにはまた、去る6月8日の報道に関して、これはカキの問題であります。この問題について。3つ目は、ヒトデ駆除事業の推進について、私から答弁をさせていただきます。

その他につきましては、それぞれの担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

まず、第1点目のIQ制度の堅持であります。ご承知のとおり、昨年では厚岸町の全漁業経営体の約74.3%に及ぶ423経営体が昆布漁業に従事をいたしております。大宗漁業であります。万が一、現行の輸入割り当て制度が撤廃された場合、中国、ロシアなどからの安い昆布の輸入が増大し、厚岸町初め北海道の昆布漁業は壊滅的な打撃を受けるとともに、地域の崩壊を招く深刻な問題であります。私はそのように認識をいたしております。

先ほどの答弁にもありましたけれども、昆布産地自治体、すなわち昆布輸入割り当て制度堅持北海道自治体協議会を通じまして、政府団体と連携を図りつつ、昆布漁業を守っていくための要請活動を今後とも積極的に行ってまいりたい、そのように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて、北海道新聞の報道であります。

去る6月8日、「元気な農山漁村、国が応援」という記事を見ました。小見出しで厚岸のカキなど道内4候補。大変私は喜びました。ぜひやっていただきたい、いこうように考えておったわけでありませう。

しかしながら、残念なことに厚岸カキは選から漏れてしまった。しかし、私は大きな期待を持っております。といいますのは、来年も推薦を受け、国において決定をいたすわけでありませう。先般農水省の担当課長とも、選に漏れたというお話の中で、厚岸のカキの実態をお話いたしました。それであるならば、早速現地を見たいという前向きのお話も承っております。そういう意味において、来年に向けて大きな行動を開始いたしたい、そのようにも考えているわけでありませう。

続きまして、ヒトデ駆除の事業の推進であります。

答弁で申しましたけれども、町単独のヒトデ駆除事業並びに北海道のヒトデ駆除モデル事業、おかげさまで大きな成果を上げております。だからといって全滅をしたかとなれば、まだまだであります。ヒトデの被害というのが予想されるわけであります。

そういう意味において、今後とも制度が継続できるように、もちろん町単独事業についても町の責任の中で行っていきたいと考えておりますが、北海道事業については、北海道としてもいろいろな事情がありましようけれども、地元産業を守るという立場から、継続するために全力で取り組んでまいりたい、かように考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

議 長
水産課長

水産課長。

まず、1点目の昆布の関係についてでございます。

1点目の加工品としてどれくらい入っているかというご質問であります。

これにつきましては、水産庁の委託調査で東京水産大学の教授が、昆布巻きの輸入とその影響調査を、中国側及び関西の貿易業者と聞き取りで実施したところによりますと、平成15年3月取りまとめたものであります。

それによると、昆布巻きなどの加工品の輸入は、4,000トン前後と推定しているんだけれども、業界ではもっと多いのではないかというような見方をされておりますが、大体4,000トン前後ということで推測をいたしてございます。

それから、3分の1に価格が下がるのではないかというご質問でありますけれども、これにつきましては、平成11年7月の釧路新聞によりますと、一般に日本産の価格の3分の1から5分の1の価格ということで、中国産の昆布が入ってきてるといふことで、新聞報道によるところの数字ということでご理解をいただきたいといふふうに思ひます。

それから、3番目、情報をもっと早目ということでございます。

これらの情報については、北海道漁連の主催で、組合員及び役員それから実行組合長の合同の研修会が年に2度ほど、漁協の会議室あるいは社会福祉センターでそれぞれ開催をしております、これはWTO関連の情報、これらを北海道漁連の主催で説明会あるいは研修会を行っているということでございまして、漁業者、生産者の方も早目に情報を得ているという内容でございます。

それから、次に、原産地表示の関係、トレーサビリティの関係をおっしゃって

いましたけれども、実はこの後、農水省と厚生労働省の合同で、有識者会議という会議が開かれまして、この会議の中で、うちの方で要望しておりました原産地表示の関係でありましたけれども、実は昆布はこの中で今回対象とならなかったということでございます。

それで、昆布以外の対象になった品目については、JAS法で今年の秋をめどに義務づけするということが決まりまして、なぜ今回義務づけにならなかったかという理由でございますけれども、昆布巻きは高次加工品であるということ、それから公開ヒアリングをこの間にやっていたんですけれども、実は消費者から特別に昆布巻きを産地表示するよという要望がなかったということが、1つ挙げられています。

それから、総菜の中で昆布巻きだけ義務づけするのは、果たして適当なのかということ、それから昆布巻きは一般消費者向けに包装して直接売られるよりも、むしろお弁当のおかずなど、事業者向けの方の販売に使われるものが多いじゃないかと、そういった意見などが出されまして、残念ながら今回義務づけされなかったということがわかりまして、今後ともうちの方で加盟しております昆布の輸入割り当て制度堅持北海道自治体協議会ともうちの方で連携をいたしまして、今後ともこのことについては要請をしまいたいというふうに考えてございます。

それから、次に、JAS規格の格付の廃止の関係であります。

これにつきましては、法的な根拠となっております日本農業規格のJAS法を今年度中に昆布の格付を廃止するというところであります。それで、移行期間があり、準備が必要ということで、平成17年度から新体制でスタートしたいという内容であります。

この件につきましても、漁連主催の組合員の説明会に、この格付の関係がお話しされまして、今までの制度と何も変わらないで移行できると。組合員に迷惑をかけるという内容のご説明がありましたので、お知らせをしておきたいと思っております。

それから、次に、カキの関係であります。

まず、水温の関係でございます。今年、苫多沖の水温、昨年より2週間ほど早く、6月8日現在の数字なんですけれども、8.92度で、昨年より2週間ほど早く水温がその水温に到達したということでございます。順調に水温の上上がってきているということでございます。

それから、次に、データの活用の関係であります。データの活用の関係につきましては、漁協あるいは水産普及技術指導所、そこにデータを送ってございます。漁協では組合員に、希望者について今現在配付している状況にありますけれども、今後組合だより等で掲載を検討中ということでございます。

それから、3番目、厚岸ブランド、厚岸カキとは何かというご質問であります。これにつきましては、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、従来の生産方法であります宮城県からの稚貝養殖とシングルシードのカキ、それぞれの特徴を生かして差別化を図っていきたいというふうにまず考えております。

シングルシードカキは生食用の殻つきカキの新しい資源として、大変期待をされていると。それから、宮城県からの稚貝養殖については、焼きガキとそれからむきガキを主としているということで、当面は2つの方法で推移していくものと思っておりますけれども、漁場環境に配慮して汽水湖である厚岸湖の特徴を生かして、これらを大いにアピールして差別化を図っていきたいということでございます。

それから、トレーサビリティーの関係でありますけれども、シングルシードカキについては、種づくりから行う厚岸生まれで厚岸育ちというカキ、まさに生産から流通まで追跡できる、生産者の顔の見えるトレーサビリティーに対応した生産システムということでございます。

それで、一般的に生産履歴を開示することで消費者が監視の目を光らせやすくなるということでありまして、生産者のモラルにたまたま欠如していることに対しては、一定の抑止力にもなるというふうに言われておりますし、また、品質の統一にもつながるということであります。

ということで、先ほど言われておりましたブランド化の手法ということでありますけれども、シングルシードに関しては、情報の公開、これらの徹底によりまして、安全性を強調いたしまして、低価格で推移している市場価格に対抗できるのではないかとこのように考えております。この点につきましても、漁協と連携して、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長
総務課長

総務課長。

私の方からは、災害緊急時……。

(発言する者あり)

議 長
水産課長

水産課長。答弁漏れを答弁してください。

大変失礼しました。

次に、ヒトデの関係でございます。大変失礼いたしました。

分布状況につきまして、今後調査を継続して進めて行うことが必要ではないかというご質疑であります。

ホタテの資源調査を水産技術普及指導所で、継続して現在も行ってございます。そのホタテの資源調査を行いながら、今後とも湖内、ホタテ漁場の湾内、これらにつきましては分布状況を引き続き調査していくというふうに考えております。

私の方からは以上です。

議 長
総務課長

総務課長。

私の方からは、災害対応の関係でお答えをさせていただきたいと思えます。

この災害対応の部分、総務課総体のほかに保健福祉それから町民課というふうにそれぞれかかってまいりますので、それぞれの手持ち分野といたしましうか、そういう中でお答えをさせていただきたいというふうに思えます。

まず、私の方からは、災害対応時におきます当初の段階、いわゆる情報の伝達という部分からお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問にありますように、具体的にこういったような課題があつて、どうしようとしているのかという部分でございますけれども、情報伝達につきましては、厚岸町における情報伝達、これまでもお答えしてきておりますけれども、防災行政無線というのが独自の伝達手法でございます。

そういう形があるわけでございますけれども、これまでも課題がありますよということで、ご指摘等もいただいておりますけれども、現行の設備では聴覚障害を持たれている方、これには役に立たないというような状況でございます。これはご案内のとおりでございますけれども、であるならば、そういった聴覚障害の方にはこういったような手法でやるのかということで、設備的な部分というようなことから申しますと、日本の例の中にはいわゆるデジタル方式での新たなシステムを組んだ防災行政無線、いわゆる文字表示ができる、文字が送れるというような通信装置をもって取り組まれているという市町村もあるというふうに伺っておりますし、そういうところも何か所かあるようでございます。

ただ、私どもの方も現実に今のある設備の中、これを活用した上でそれが可能な

のどうかという部分で、実はメーカー等々とも問い合わせをさせていただきましたけれども、残念ながら、現在厚岸町で持っているのはアナログ装置、アナログ式の通信装置ということでございまして、こういったいわゆる文字を送り込むような形にするという形になりますと、現在持っているシステムそのものを 100%取りかえなければならない、こういうような状況でございます。

そういうような状況でございますので、ここ数年の中にどうこうするというような部分については、非常に難しい、困難だというような状況でございます。

そういった中で、何かできないのかということですがけれども、ご案内のように、近年の通信機器の発達というのが、進展というのがかなり進んできているわけでございまして、いわゆる携帯電話の活用という部分、かなりの勢いで進んできてございます。

ご案内のように、メールでの利用、通信、こういったものがあるわけございまして、これが日常的に、例えば聴覚障害の方もコミュニケーションの伝達的手段に日常的に使われているというような形であれば、これを利用してやっていくということは、当然今有効な一つの伝達手段であろうというふうには実は考えてございます。

しかしながら、これにつきましては、当然利用される相手方の方でのいわゆる利用の仕方、ニーズとでも申しましょうか、それが課題であると。そういうような部分があるかと思えます。

実は、残念ながらまだその辺の実態の部分、押さえ方というのは、私ども行ってきておりません。これは早急にお考え等々をお聞きしたいなというふうに考えております。

これがもし通常の利用の中で可能だということであれば、現行の設備、いわゆるパソコンのインターネット利用の中での情報伝達、一つ的手段と手法としては、十分活用できるであろう。これもそんな時間を要せずに、すぐその情報伝達の体制システムの中に取り入れられるであろうと、このように考えておりますので、この辺、当然相手もあることでございますので、早急に進めさせていただきたいな、このように思っております。

それから、以前にもお話させていただいておりますけれども、いろいろな一方的な情報伝達、これは出しますけれども、一応災害時でございますので、この情報が

きちっと伝わるのかどうかという部分、非常にやはり懸念されるわけでございます。

それで、過去に、昭和26年の十勝沖であるとか、それから35年のチリ沖地震のとき、今と違いまして新聞であるとか、ラジオであるとかの情報というのは、今と比べますと非常におくれているといいましようか、ほとんど伝わってこないという状況の中で、地域の方々が口コミ等のふだんの連携の中で、そういった情報を流して避難行動が行われているということでございます。

現在、逆にこれだけの情報が伝わることによって、もう知っているだろうと、知っていて当たり前だろうというような気持ちがあるかどうかちょっとわかりませんが、そういったような情報の伝達という部分が変わってきているというふうに、実は私そのような感じも受けております。

そういった中でやはり大切なのは、これまでも申しておりますけれども、地域の方々、隣近所の方々がやはり声をかけ合っていただくということでございます、何とかこの手法ができないかということでございます。

それで、やり方についてはいろいろな地域の取り組み、それからふだんの近所につき合い方、いろいろな形の中であろうかと思えます。

ただ、私どもの方、それを促す意味で、実は私の方のこれからの防災訓練でございますけれども、防災訓練のときに避難するだけが訓練参加というような形ではなく、避難行動が、実際避難現場に行くのが難しい場合であっても、何とかこの機会を利用して、例えばひとり暮らしのお年寄りがいれば、そこにだれかが行って、1つの例ですけれども、実際の災害のときには一緒に逃げようねというような声をかけていただくというようなことだけでも、いざという場合での行動につながってくるのかなど。何とかそういうような一つでも一歩前進するような部分につながられるような行動をとっていただくようなことができないかなど、このようなことを考えておまして、今年の防災訓練の案内につきましても、その辺をちょっと踏まえながら取り組んでみたいなど、このように思っている状況でございます。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、私の方から、福祉団体とのかかわり合いにつきましてご説明を申し上げますというふうに思います。

昨年の十勝沖地震の際に、具体的に経験したわけでございますけれども、1つには、社会福祉協議会の中に指定訪問介護事業所、これがございます。そこにヘルパ

一さんがいらっしゃるわけでございますけれども、担当しております方々の安否の情報、これをその日把握をするというようなことで、行動をしていただいております。

それで、その情報につきまして、私どもあみかの方で持っていました情報と突き合わせをするというような形で、漏れていないかどうかというようなことで点検を行ったところでございます。

さらにはまた、社協関係でございますと、福祉委員制度とか小地域ネットワークたすけあいチームとか、そういうような事業をやられている部分もでございます。こちら辺の関係につきましては、残念ながら大きな取り組みにはならない状況が見受けられたところでございます。

さらには、もう一つの団体としましては、社団法人でございます北海道総合在宅ケア事業団、ここで事業を展開しております厚岸地域訪問看護ステーション、これがございますけれども、ここの担当者が把握した安否情報、これも提供をお願いしたところでございます。

さらには、民生委員、児童委員協議会に参加されていらっしゃる民生委員さん、児童委員さんの把握されました安否情報、これにつきまして提供をお願いするというので、情報をいただいております。

また、それとは別に、防災訓練等々の機会を通じまして、厚岸町赤十字奉仕団という団体があるわけなんですけれども、これは災害発生時におきます援助活動、それから義援金募集活動などを活動計画に持つそれぞれの自治会の女性部を主体にしました組織でございますけれども、こういう団体に、避難所設置以後のボランティア活動ということが出てきた場合、大変期待するところが大きいところでございます。ここにつきましては、毎年の避難訓練に参加をいただきまして、炊き出し等々の予行演習といいますか、そういう形で事業展開をいただいているところでございます。

ただ、社協にいたしましてもケア事業団にいたしましても、情報の収集過程につきまして、若干問題があったかなというところが見受けられるところでございます。といいますのは、同じ独居老人宅、障害者宅に私どもも出向く、それからヘルパーさんも出向く、さらには訪問看護ステーションの方の担当者も出向くというようなことで、現場で鉢合わせをするという例がございました。こちら辺、情報の共有と

いいですか、常日ごろから災害時にどのように受け持つのかということ、地域割りといいたいでしょうか、それぞれの職場が持っています担当する方々を優先するのか、いろいろな交通整理が必要だなという課題が浮かび上がってきたところでございます。ここにつきましては、これから手を打っていかねばならない、そういう部分だなというふうの問題意識を持っているところでございます。

続きまして、風疹の関係でございます。

お尋ねのございました昨年9月で経過措置が切れた後の広報の問題でございます。広報あつけしに記事を掲載しました以外につきましては、防災無線で2回町民の皆さんに呼びかけているところでございます。中学生から生後12カ月以後、90カ月の間に接種をするんですよということで、予防接種法が改正になりまして、その移行期間の中で予防接種の機会を逃された方々に来てくださいというようなことで呼びかけを行ったわけなんですけど、結果、あみかの窓口には6人の方がいらっやいまして、医療機関の方に行っていただくという形で、公費の予防接種券を9月末まではお渡しをしていたという形で対応させていただいたところでございます。

次に、副作用の情報の提供の問題でございます。

これにつきましては、幼児の方の予防接種という形では、あみかの窓口におきまして、予防接種券の交付ということでお渡しをするわけなんですけど、その際に、窓口で担当者が説明を行うということで、予防接種ワクチンとはこういう役割を果たしますというようなこととか、予防接種による副反応といいますか、悪さをする状況についてはこういう状況がございますというようなことで、例えばウイルスが体内でふえるというような状況になりますわけですから、注射した後、軽い発疹が出るとか、発熱されるとか、あるいはリンパ腫がはれるとか、そういうような症状が見られるところがございます。これは、幼児の場合、100人中4人以下の割合であられるようであります。

また、個別に任意に接種される方につきましては、成人女性の方につきましては、一過性の関節といいますか、痛みを感じる方が100人中6人程度見られるというような統計が出ている状況がございます。

そういうようなことにつきまして、担当の方で説明をさせていただいております。そしてなおかつ、お帰りの際には、厚生労働省でもってパンフレットをつくっております。予防接種と子供の健康という、そういうようなパンフレットなんです

けれども、これをお渡ししまして、お帰りになりましたら再度中をよく読んでいただきたいというようにお話をさせていただいているところでございます。

その結果、親御さんが接種をする判断をなされる状況となるわけなんです、権利か義務かとお尋ねございましたが、私どもとしましては、先天性の症候群関係、発生しますと後の世代に禍根を残すような状況がつくられるということで、禍根を残さない取り組みが重要だと、そういうような立場から説明をさせていただいているところでございます。

万が一、注射で被害が出た場合、どのような取り組みをするのかということなのですが、私ども予防接種ガイドラインというもの、これは日本小児科連絡協議会予防接種専門委員会の方で出されているガイドラインでございますけれども、この中身につきまして、担当者を押さえていただくということで、健康被害が発生しましたときには、どのようにするかと、すぐお医者さんに診せていただくと、それでお医者さんの判断をいただく。お医者さんから、事故が発生したということが確認された場合、町の方に連絡を速やかにいただくという流れになっております。

厚岸町では、予防接種健康被害調査委員会というものを57年11月につくってございまして、そこでもって健康被害に対しまして、症状の状況だとか、診察内容に関します資料の収集、それから必要と考えられる場合の特殊な検査、そういうものの実施について、この調査委員会の助言をいただいて、それに従って行動を起こすということで進む状況でございます。

万が一、救済が必要な状況になった場合どうするのかということにつきましては、町としましては、健康被害に対する給付を行うということで対応させていただいております。そのために、予防接種事故賠償保障保険制度、こういうものを活用いたしまして、町としてもこれに加入をして、万一に備えているというような状況で対応しているところでございます。

以上でございます。

議 長

町民課長。

町民課長

災害緊急時における支援体制の中で、特に自治会や自主防災組織のかかわりの中で、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

議員おっしゃられるように、去年の十勝沖における釧路市からの日常活動のでき

ている地域の報告、それからそれができていないところの不安という課題については、当町も全く同じ事情を抱えているんだというふうに私どもは認識をしております。

これまで何をやってきたんだというところについては、全くおっしゃられるとおり、今日行政として地域とのかかわりについて、全く不十分だったなということについて、反省せざるを得ないという状況でございます。

当町は、平成5年、6年と続けて起きました釧路沖、それから北海道東方沖の地震を経験して、町としての防災体制の充実を図ろうということで、防災専門の部署をつくりました。その中で、地域における自主防災組織をきちんと組織をしていくんだという方針をつくりました。

それで、平成7年、8年と地域に防災組織ができてまいりました。先ほど申し上げましたように、15の組織があるわけでありますが、中心的には厚岸湾、それから太平洋の沿岸に面した地域が主でありまして、山間部の方はなかなか組織としての名前がつくまでに至っていないというのが実態であります。

ただ、組織があるからいい、組織ができていないから問題だということではなくて、そこそこの地域地域の日常活動が近隣とのかかわり合いがどこまでできているんだというところに最終的な明るい材料が出てくるんだろうというふうには思っておりますが、ただ、そうはいいまして、個々人や小グループの力で万が一の対応をするということについては大きな効果を望めるかということについては、なかなかそうはいかない。そこでやはり組織としての意識的な活動が必要になってくるということについては、私どもも重々認識をしているところでありまして、そういう意味で、自治会活動のまさしく入り口の段階での緊急時の安否確認ということを、最低でもやっていこうじゃないかというところを課題にさせていただければ、山間地域においても、必ずしも津波、高潮の心配だけではないんですよ。大きな揺れが来て家財道具の下になっているかもしれないというところの安否確認は、やっぱり地域の中でしようじゃないかというところをきちっと位置づけをしようというふうに、地域への理解を求める上での基本的な柱にしようということで私ども考えております。

と申しますのは、平成7年、8年、地域に呼びかける中では、私ども役場の職員は大きな災害が起きたときには、なかなか地域に来られないんです。それから電話

が通じません。道路が寸断されましたという状況の中ではやっぱり地域がその役割を果たすということについては重要な内容だということの説明をしながら、地域に理解を求めていきたい。

ただ、地域の方の受けとめ方として、非常に大きな日常活動はこんなこと必要ですよ、それから緊急時にはこういうことをやっていただきたいんですよ、組織もきちっと規約をもって組織をつくろうじゃないですかみたいなことが、たくさんこちら側から提供するもんですから、なかなかそれに沿った組織をつくるということについては、重たいというイメージもあったかもしれません。

それは、究極的な課題としながらも、議員おっしゃられるように、日常的な近隣とのつながりというものを大切にしながら活動できる地域組織というものを、私どもはそこを入り口にしながら、既にできている組織については具体的に1歩も2歩も踏み出していただくという活動を目指していこう。それから、組織ができていないところは、なくていいんですよということではなくて、きちっとやっぱり意識を持った組織をつくっていこうでないでしょうかということ呼びかけをしながら、組織の活性化といいますか、日常活動のつながりというものをつくっていききたいというふうに思っております。

それで、私どもは、私どもはといいますよりも、自治会組織そのものは、単に行政と地域というかかわりではなくて、先ほど保健福祉課の方からお話がありましたいろいろな関係機関とも情報を共有できるような、そういうかかわりを最終的にはつくっていかないと、個別個別が同じ安否確認をやる等々の余裕がない場合も想定されるという中では、そうした課題も整理をしながら関係機関の一つとしての地域の活動のあり方というものを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

私の方からは風疹にかかわる現場の対応についてお答え申し上げます。

私どもの病院では、まず問診表によりまして、15項目の項目についてチェックをさせていただいております。

その後、今度は医師によりまして、予防接種の予診票で医師が確認をさせていただいて、以上の問診と予診の結果、今日の予防接種は可能であるか見合わせるかという医師の判断。同時に、そういった説明を受けながら、接種者の同意をいただく

わけであります。予防接種を受けますか、「はい」「見合わせます」という形でやっていますし、この間、保健福祉課長からも答弁がありましたように、副反応の問題についてもご説明をしておりますし、あるいは基本的な注意事項、それからお帰りになった後、不安なことがあったらすぐに連絡くださいということも含めて対応させていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

1番さんの3回目の質問は、休憩後にしていただきたいと思います。

休憩いたします。再開は3時40分とします。

休憩時刻 15時06分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 15時40分

ここで皆様にお諮りいたします。

会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

本日の会議録署名議員として指名しておりました15番、佐齋議員が所用のため途中退席しておりますので、新たに1番、室崎議員を本日の会議録署名議員として追加指名いたします。

これより、1番議員の3回目の質問をいたします。

(「追加いいの。答弁の追加とさっき議長おっしゃったけど……」の声あり)

議 長

それでは、2回目の質問に対する答弁の落ちているところがありましたので、まずその答弁をいたさせます。

保健福祉
課 長

大変申しわけございません。答弁漏れの事項につきましてご説明をさせていただきます。

権利か義務かというお尋ねにつきまして、結論をお話ししないまま次の部分に移ったようでございます。大変失礼いたしました。

定期接種ということで12カ月から90カ月までの間のお子さんが接種を受けるということにつきましては、予防接種法第8条でもって法律上の保護者は接種に努めな

ければならないというような記載がございます。いわゆる努力義務規定かなというふうに判断をいたしております。

ただし、親御さんには受けさせるという権利もございますけれども、受けないという選択もできる余地が残っているようでございます。

そのようなことで、私どもといたしましては、親御さんに適切な判断をいただくということが大事かと思っておりますので、そういう意味では、町としまして適切な情報提供を行っていくということが町の努めかなというふうと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

議 長
1 番

それでは、1番さん。

質問が多岐にわたりましたので、答弁する方は大変だったと思います。でも非常に端的に答弁いただいたというふうに、私は評価していますので、二、三ちょっと補足的に聞かせていただきます。時間も余りないので簡単にやります。

まず、昆布に関しては、私の言わんとしたところは大体答弁者の方で、そのように自分たちも考えて進めているんだと言っていたので、大変心強い。

ただ、JAS廃止の件なんですけど、説明会があつて、心配することはないと。何の変化もなく移行するからというふうに言ったんですけども、何に移行するんですか、JASが廃止したら。そこらの話が全然ないんですね。だから、JASにかわる何かがつくれるんですか。そして、それは今までと実質的には何一つ変わらないんですか。そうことをちょっと説明してください。

それから、カキについてはちょっと、答弁者は答えているというふうにおっしゃるのかしれないんですが、聞いている方からは甚だちょっと答えているのかなという感じのところも幾つかありましたので、2点ばかりお聞きしますが、まず1つ、水質や水温やそういう海の状況に関してデータをとっていると。それについては、漁協指導普及所それから組合員の希望者には個別に出していますよということとはわかりました。

前にも議会で一度問題になったんですが、こういうデータについては、情報館の方にも入れて、そしてきちん必要な町民あるいは町民以外の方でも広くこれを公表するといいますか、使えるようにするということが出ていたんですが、それはいまだにやっていないということですか。それとも言い忘れたということですか。

その点について。

それから、次に、厚岸ブランドだとか、価格形成の話なんですけど、それからトレーサビリティだとかそういう話がありました。それで、厚岸ブランドという話のときにはどうも聞いていると、当面は2つの方法でいきます。厚岸のカキはこうやっておいしいし、こうなんですということを消費者にわかってもらいますという話に終始していましたね。

それから、トレーサビリティになったら今度はシングルシードで、こういうもので、その情報も提供しながら、価格形成に寄与していきたいという話で終始していましたね。

私が聞いたのはそこじゃないんですよ。それはわかっているんです。それは皆さんわかっているんです。

それで、厚岸ブランドというふうに言っているのは、この厚岸でとれた2つの方法で作られたカキ、両方とも厚岸のカキ、厚岸ブランド、あるいはどういう言い方をしてもいいんですが、厚岸カキとしてこれは町が支援するですねというふうに言っているんです。

そのことはまさにトレーサビリティと裏表になる。トレーサビリティというは、言ってしまうと、どんなふうにして、どこからどういう原料持ってきて、どういうふうにつくってどうしたかという、でき上がるまでのいろいろな情報が全部明らかになることですよ。だから何か直訳すると、追っかけていく方法が明らかになるというような意味らしいので、どうも私外国語弱いんで、余り使いたくないんですけども、ちょっとほかの言葉が……、それで原産地表示とかそういうことがいわゆるトレーサビリティなんですと、食料品に関しては、言われていますよね。

そうしますと、生まれも育ちも厚岸でござるかというような標語が、カキセンターに行くとかかかっているという話も聞いたことあるんですけども、シングルシードについてはまさに厚岸産のカキだということについては、これは間違いのないでしょうね。

じゃ、種は大体宮城県から持ってくるのが垂下式ですよ。というのは、ホタテ板をつるしておいて、種をつく場所というのは、宮城県の何とか川の河口と広島県の何とか川の河口しかないんだそうですね、今日本では。あとほんのわずかどこか、

岡山県かどこかにあるというような話をちらっと聞いたことあるんですけども、私はそれよくわからないけれども、まあこの2カ所だと言って間違いはないんだそうですね。それで、厚岸町の場合には、その宮城産のカキの種のついた垂下の板を持ってきて厚岸の海につるすんですね。そうですね。

だから、本当のそういう小さな、いわゆる赤ちゃんのときに厚岸の海に来て、そして厚岸でもって入ったものが厚岸産ということについては、これはだれしもそうじゃないとは言わないと思うんですよ。

シングルシード信奉者の狂信的な方が、いやいや種まで全部、受精までここでしなきゃだめだと言うかもしれないけど、そういう人には私は出会ったことはありませんから……。

それで、その範囲だけなのかということなんです。

大人になってから厚岸に入ってくるものは、厚岸産のカキとは言えないんでしょうねということです。というのは、かつて、もう何年も前の話ですから、昔話として聞いていただきたいんですけども、札幌でSRSVで大きなニュースになったことがある。そのときに、厚岸産のカキだと新聞に出た。ところが、生産者の人たちから聞くというと、あれは厚岸の景色見たことないカキだ。何か釧路の向こうの方のどこかの工場までトラックで来て、そこでもって厚岸産という袋に詰められて札幌に出ていったんだそうだというような話をそのとき浜で随分聞きました。もし、こんなことが本当にあったとしたら、それを厚岸産とは言えないですよ。

だから、厚岸ブランド、厚岸のもの、厚岸産カキ、厚岸産のトレーサビリティということを使うのであるならば、町として、ここまでなら厚岸産と言っていいんですよと、しかしこれから先のこういうのは、例えば大人になって来たとか、あるいは1週間だけ厚岸の水飲んだだけだとか、そんなものは厚岸産カキとは言ってはいけませんというものをきちんと出さなきゃならないだろうということなんです。

そして、その厚岸産のカキについて、価格形成やそういうものについて、きちんと支援しましょうということだと思うんですよ。これがブランドをつくるということだと思いますよ。農業製品においてはそれが非常に厳しく行われていますよね。

例えば夕張メロンなんていうものについて、あれ夕張以外のところで同じようなものをつくって持って行って、夕張メロンと言えば高く売れるからなんてやったら、とんでもない話になるわけですから。そして、そういうことが消費者がちゃ

んと信頼しているから、そういうものはいいい値段で売れるわけですね。そういうものをきちっとつくっていかなくやなんないだろうということです。

これについて、町としてのお考えをきちんとお聞きしたくてお聞きしたんですけども、そういう話ではなかったの、ちょっと私の質問を多少取り違えられたのかなという気がしますので、この点について。

こういうことがきちんとされなければ価格形成はおぼつかないですね。そういう点でお答えをいただきたいんです。

それから、ヒトデ、三角ツブについては、私の方の要望と町の方のお考えは非常に一致しているというふうに思いまして、なお一層、町長にこれは強くお願いするんですが、道の方に強く働きかけて、漁業者の不安を一掃していただきたい。これはもうお願いしておきます。

それから、次に、災害時の弱者支援の問題に入ります。

いろいろ出てきましたが、このような踏み込んだ話を1回目のときからある程度していただければ、時間が随分省けるんじゃないかなというふうな気がいたしましたけれども、まず、一番最初に聴覚障害の話、それに対応して携帯電話を使うとかいろいろな新しい技術を利用して、何とかその穴を埋めていきたいというお話で、私もなるほどなと思いました。

それで、ちょっと1点だけ確認しておきますが、厚岸町で防災行政無線が役に立たない人というものがこれだけいて、そしてそういう方たちの実態はこうだということは既に把握してあるということなんですね。その点だけはお聞きしておきます。

それから、あとは概括的な話になりますが、最後に町民課長もおっしゃいましたが、私が言おうとしたことを全部逆に、答弁の中で質問者以上に明確におっしゃってくださったので大変ありがたいんですが、何とか計画、あるいは何かをしようというときに、額に入れて飾っておくような立派な計画をどうしても紙の上でつくりがちなんですよ、行政の方は。そうすると、それを全部やらなくやならないかと思うととてもできないから、一つもできないというところで終わりがちなんです。

そうじゃなくて、ほんの小さなことでいいからまずできること、それを一つ一つ積み上げていくより方法ないんですね。1つ実現したら次に行くということです。

それで、そういう観点から、この災害時弱者支援というような一つの大きなかごをつくったならば、それに関連する各課、各係において、自分のとこで何ができる

だろうかという一覧表をつくってもらいたいですよ。それから、いろいろな団体、これはいろいろ挙げていましたが、生産団体も入っていいわけです。漁協だとか農協だとかというきちんとした組織もあるわけですから、そういうところの協力もいただけたらと思うんです。

それで、いろいろなところとこんなことならできませんかとか、いやいや自分の方ではこの程度のことならできるというような打ち合わせを、一つ一つしながら、いわばお互いの役割分担を決めていくという作業をぜひ進めていただきたいんです。

それから、福祉団体ということでは、非常にきちっとした動いている団体、そしてこの前のときにいろいろとあった事例の範囲でお話いただいたんですけども、いろいろな福祉団体ありますよね。あるいは障害者の人たちが自分たちでつくっている自主的団体もありますよね。そういうところともぜひ連絡をとってほしいんです。そうすると、自分たちではこんなことが一番切実に欲しいんだという話も出てくると思うんですよ。

どうしても、要するに腹いっぱいの人にお弁当持っていくような形になっては、うまくないですね。だから、そのあたり、全部連携が必要だろうと。だから、どういふところとどういふ話をしていこうかという、まず一覧表をつくって、それを埋めていくという作業、そういうことをぜひ進めて、ささいなことでもいいですから。文章にしたときは余りぱっとしないことで結構ですから、まずできることから進めていただきたいんです。その点をどういふふうにお考えでしょうか。

それで、最後に、私も質問のときに一つだけちょっと事例を挙げておいたんですが、日常の声かけがうまくいっているところでは、現実に問題が起きなかったというのは、非常に参考になる事例だろうと、そういうふうには思っておりますので、この点について、もう一度ご答弁をいただきたいということです。

それから、最後のところで、風疹なんですけど、答弁する方にとって、予防注射は権利行使か義務履行かというのは意地の悪いこと聞くなというふうには思っているかと思えます。私もそう思えます。というのは、国は責務であるというようなことを言ってごまかして、逃げているわけですから。

ただ、これは、やはり自分の子供に対しては、養育保護義務のある親としては、やはり義務の範囲だろうとは思いますが。だけれども、予防注射を受けるということではなくて、子供が健康に育ってもらうということはね。だけれども、行政に対し

ては、やはりきちんとした情報を得て判断して、自分の子供を健康に育てていく一方法として、予防注射を利用するのは権利だと思うんです。

だから、権利行使のための情報の提供という意識を持ってもらいたいです。したがって、プラスの情報もマイナスの情報も、十分に出してほしいんです。どうしても、国が、今回もあれですね、平成16年4月9日に厚生省労働健康局結核感染症課長の方から、先天性風疹症候群の発生防止についてというような通達が出ています。これは道から町の方にも回っているでしょう。

これを見ると、先天性風疹症候群の発生が懸念されるから云々というようなことが書いています。こういうのが来るとやっぱりどうしても予防接種率を上げるという方に行政としては行かざるを得ないと思うんです。また、その必要性も十分に考えられるわけですから。

だけでも、そのときに、やはり権利行使する親に情報をきちんと提供して判断をしてもらおうという姿勢を失ってはいけないんじゃないかというふうに私は思うんです。それでどうなのかということです。

それで、単に予防接種率が上がればいいという意味で私は言っているんじゃないんですけれども、その経過措置の問題なんですが、実は、平成13年11月に予防接種法は一部改正になっています。2年間の経過措置があったわけです。そして、平成15年9月30日までですよということだったんですね。2年間なんです。2年間の間に、先ほどの答弁によると、防災無線2回、それと広報あつけしに小さな記事が1回、それで終わったということですか。

そして、6人の方がそれを見て、自分は予防接種を受けたいと言ってこられた。これは効果があったと思うんだけど、必要とされた方は何人だったんでしょう。要するに町がそのはざまにいる、この人たちが全部受けてくれればいいんだがなと思った人は何人だったんでしょう。これでは完全な説明になっていないので、ここも補足してください。

それで、私は決して一部の先生たちのように、副反応という言葉を使われても使われたんだけど、副反応と言っても素人はわからないんですよ。だから、医学用語からいえばちょっと正確でないのかもしれないけれども、私は副作用と言っているわけなんですけれども、この副作用情報というのは決して妙におどかしたり、それから必要だと思う範囲を、そんなものあるからやめさせようという方に持っていつ

たり、あるいは予防注射制度そのものを否定したりという意味で私は言っているんじゃないんですよ。

ただ、プラスの情報もマイナスの情報もきちんと出して、そして判断をできるようにしてもらいたい。というのは、MMR、三種混合ワクチンの訴訟が今も続いているんですかな、和解になったんですかな、これでわずか4年の間に1,000人を超える死者も出ましたし、非常にずさんな予防接種が行われたわけですよ。そのときの記録なんかいろいろ出てくると、やはり非常にそういう点がおそろそかなんですね。きちんとした説明がされていない。禁忌状態の中でもって打ってしまう。それで、一部のお医者さんの中には問題意識が全然なくて、人が打てと言っているのに、やめるとは何事だというような態度をとってしまう。そういうことでもってやったら、その晩から七転八倒して熱が出て、けいれんがとまらないというような状況になった。そういうものも出ているんです。

また、それに対する救済制度も甚だおそろそかです。これは、そういう実態の中に起きた方たちの話を聞くと出てきます。それだけに、今担当課長は、救済制度については何かの本をとつとつとお読みになられたけれども、そういうものはやはり、せめて町としてできることはここまでで、それに関しては万が一できたときにはこれだけの対応をしようということは、窓口がきちんとした意識を持ってもらいたいということなんですね。

そういうもろもろの全部がきちんとでき上がって初めて、予防注射をどんどん進めていきましょうよということが言えるんじゃないかと思うので、その観点から、再度簡単に結構ですからご答弁をいただきたい。

以上です。以上が3回目の質問であります。

議 長
町 長

町長。

再々質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

ヒトデの駆除の関係での要望がございました。しかし、私といたしましては、決意を申し上げて答弁とさせていただきたいと存じます。

ヒトデの道東海域における繁殖状況は、関係する町、環境にとって大変大きな影響があり、町といたしましても漁協と相談しながら、その対策をとってきたわけがあります。

広域対応は、関係機関、特に道ともよく協議しながら、今後とも強く要請してま

議長
水産課長

いりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

水産課長。

3回目のご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、昆布の格付の関係でありますけれども、昆布の検査、格付は、日本農林規格、JAS規格で今まで運営されておりました。それで、北海道では、水産物検査条例という条例がございます、このJAS規格によって昆布の格付検査の条文が廃止されるということで、その廃止にさらに北海道条例も連動して廃止されます。

それで、自主規格といひまして、財団法人北海道水産物検査協会というところで、今度自主規格となって、そこが今度検査をして出荷するという体制に移行します。その移行が平成17年度からということになってございます。その段階で、ただいま平成16年中は移行期間ということで、現行制度のまま行われる。それで、新しい民営化によります民間レベルでの自主規格ということが平成17年度から入るといふ、その移行の関係で先ほど説明不足だったこと、大変おわび申し上げます。

それから2点目。データの情報館への提供でありますけれども、実は、この情報館のデータ、出ておりませんでした。大変申しわけございません。早速この情報につきましては、情報館と打ち合わせの上、提供させていただくような方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目、厚岸ブランドの関係であります。

厚岸カキは、ご存じのとおり従来からの生産方法であります宮城県の種ガキからの出荷、厚岸カキ、これはもうほとんど純厚岸産と言ひたいと思ひます。

それから、シングルシード、もちろん養殖でのこの2つのカキを厚岸産というふうに、自分自身は認識をしております。

ただ、過去に、平成11年の北海道新聞だと思ひましたが、ここに、厚岸カキの紹介がされていまして、厚岸カキとその生産の方法のコメントが一部載っております、この中では3種類ほど紹介されてございます。その種類は、ただいま私が言ひました宮城県の種ガキカキ、それからシングルシードカキということで、もう一種類は半生貝という種類のカキを一部輸入している生産者がいるというふうに報道されていた経緯もございます。

私自身といたしましては、600度に達すると産卵されますけれども、厚岸海域では600度に達することが可能だということでもあります。したがって、種からの養殖

が可能ということですので、私自身は宮城県の種ガキのカキ、それからシングルシードのカキ、それを厚岸産のカキというふうな認識をしてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

議 長

水産課長。

水産課長

先ほどの水温の関係、600度の関係ですけれども、10度以上の水温が積算して600度になるということで、産卵が可能な水温に達するというところでございますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

議 長

答弁整った課長からやった方がいいよ。

総務課長。

総務課長

防災の関係でお答え申し上げます。

聴覚障害者の関係でございますけれども、厚岸町における聴覚障害者の数、保健福祉課の方で押さえておりまして、人数につきましては64名が対象というふうに押さえさせていただいております。

そうした中で、この聴覚障害者の方、先ほど私、携帯電話云々ということをお願いしましたが、そういったいわゆる携帯電話の部分、どんなような活用の仕方をしているのか、現実コミュニケーションのような形でどういうふうにやっているのかという押さえ方については、残念ながらまだ行ってきておりませんでしたので、これらの作業等の把握を保健福祉課等とリンクしながらやりたいと、このように考えております。

議 長

町民課長。

町民課長

防災関連の地域活動の計画あるいは活動のあり方、それから、先ほど保健福祉課長の方から福祉団体との関連の問題で答弁がございました。

あわせて私の方からご答弁申し上げたいと思いますが、議員おっしゃられるとおり、私どもの認識としても立派な計画づくりではなくて、入り口の安否の確認という、まずそのことが第一だと。それで、二次的には避難をさせる、あるいは避難場所での生活をどうするかといったことが次の課題として出てくるだろうという意味では、初期的な活動として、やっぱり地域の力を最大限に発揮できる体制づくりをやっぱりつくっていかなくちゃいけないという認識で今後進めていきたいというふうに考えるところであります。

議員の方からご提言のありました、いわゆる身体弱者の支援をどうするんだというところについても、今役場の段階では、総務課と保健福祉課と町民課と一緒に議論をしないとなかなかそのことが見えてこないということも、この間の提供いただいた議論の中で、実ははっきりしております。

そういう意味で、先ほどの答弁の中でも、実は5時前の地震で5時半に職員が登庁した。それで、老人世帯でありますとか、障害世帯でありますとかという抽出リストをつくって、最終的に確認できたのが夜の10時だと、こんな実態も先ほど申し上げました。

その間、関係する団体と安否の確認で同じところに行っている。時間は前後しているかもしれませんが、同じようなことをやっている。これは決して悪いことではないんですが、ある意味では非効率的な、緊急事態の中でそれができないだろうということも含めて、地域と防災対策本部、あるいは関係団体との情報の持ち方について、我々も研究をし、効率的な組織づくりをしていかなきゃいけないということについては、私どもも課題として、この間議論をさせていただいてきたところがあります。

そういう意味で、実際に動いていらっしゃる関係団体、それから障害者みずからの団体等のご意見も十分、こういうことに不安があるんで、対応していただけないだろうかということが、行政とその団体との関係ではなくて、そういった不安材料もぜひ地域の中で、団体の方からこういう意見が出ていますよということも、情報を共有しながら活動していくことがより効果的な体制になっていくんだろうというふうに認識しておりますので、そういった認識の中で進めていきたいというように思っています。

それから、この間の議論の中で、実は、個人情報の問題が随分出されました。地域には児童民生委員さんという方もいらっしゃいますし、いろいろな活動をされている方もいる。そういった情報をストレートに、例えば自主防災組織ができたから地域におろせるという問題でもない。そこにやっぱり我々行政の側の機能を挟み込んでいこう、ぜひ、私はもう助けていただかなくてもいいとかという極端な意見を持っていらっしゃる人がいれば、それは役場の方から職員がお邪魔をして、地域でこういう組織をつくりました。ぜひ訓練も含めて日常的に協力をしていただけないでしょうかという理解をとって歩く行動も、我々は平時の中ではできるのではない

か。緊急事態のときには、役場の職員というのは本部の方に動員されますから、全く地域では当てにならない。ただ、平時の中ではそういったこともできるだろうということも議論しながら、提起のありました各課各係における、こんなことができるのではないかという課題も、その中で私どもも研究をさせていただきながら、行政機関あるいは町の職員が地域で平時の中で活動できる、あるいは機能できるものを研究し、進めていけるように、私どももかかわっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

私の方からは、聴覚障害者関係で、携帯……失礼しました。

福祉団体とのかかわり合いにつきましては、私ども窓口となりまして、接触してございますところにつきまして、日ごろから情報提供していくという部分から始めていきたいなど。それを通じまして、災害時対応に備えていくような信頼関係が構築できればいいなというような立場で臨んでいきたいというふうに考えております。

それから、風疹につきましては、プラス、マイナス両方の情報、これを十分に出していただきたいというご指摘でございますけれども、これにつきましては、全くそのとおりでございます、中には接種してはならないというような方もいらっしゃいますので、過去にけいれんの既往のある人だとか、あるいは免疫不全の方だとか、いろいろな形でございますので、窓口でご相談いただく中で、そういう部分についてはしっかりと相談者に担当が説明するというようなことで、病院に行かれる前に適切な判断ができる、そういう関係をつくっていきたいなというふうに考えております。

それから、必要な方、何人かという、対象者につきましてはのお尋ねでございます。先ほど私6人と申し上げましたのは、平成15年中の状況でございます。14年度以前の広報の状況と接種実績等々の情報につきましては、現在持ち合わせていないというような状況でございます、大変申しわけなく存じております。

さらに、副作用情報、これをきちんと出して判断できるようにというご指摘でございます。これらにつきましても、相談の段階できちんと、副作用がこういう状態であるんですよと、担当者が窓口できちんとお話するということで対応できるように進めさせていただきたいと。

それから、同じく救済制度につきましても、こういうのがございますというよう

なこと、これにつきまして、窓口でも担当がきちんと押さえておき、そしてなおかつ接種を受けられる方、関係者に適切な情報が行き渡るように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

現場としてお答え申し上げます。

ご質問者のご意見のとおり、副作用についてはもちろんのこと、受けた後の注意も徹底させていただきたいと思ひますし、特にお家へ帰ってからの後の対応についても不安な点があったら連絡をいただく、あるいは来院していただくというような早期の対応についても、十分な説明をこれからもしてまいりたい、そのように思ひますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、5番、中川議員の一般質問を行います。

5番、中川議員。

5 番

第2回定例会に当たりまして、先日通告しておりました2点について、質問させていただきます。

1つ目といたしまして、産業廃棄物処分場の設置について、積極的な姿勢を示されたい。産廃処理は、町の重要課題の一つであると思ひますが、町理事者の設置意欲を伺いたいということでございます。

2つ目に、コンキリエ周辺とアイカップ少年自然の家、実験所道路方面へ向かう周辺の斜面に芝桜等の植栽計画を立案し、町の彩りを考えてはどうか。町に緑を、花で潤いとの観点から、美、環境面でプラスになると思ひ芝桜の植栽を考えてみようという2点の質問でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長
町 長

町長。

5番、中川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、産業廃棄物処理場の設置について、積極的な姿勢を示されたいとのご質問であります。ご案内のとおり、産業廃棄物の処理に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項の規定により、事業者の責務として、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を、みずからの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項の規定により、事業者の処理として、事業者はその産業廃棄物をみずから処理しなければならないとされている

ところであります。

一方、市町村における産業廃棄物の処理については、同法第11条第2項の規定により、地方公共団体の処理として市町村は単独にまたは共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができるとされているところではありますが、これは、地域の産業振興の観点などから、市町村が必要と認める場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが可能な産業廃棄物について処理できるというもので、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて無制限に処理できるものではなく、応分の費用を徴取しながらもいわば行政の負担により産業廃棄物を処理することについて、一定の制限を課しているものであります。

ご質問の町理事者の設置意欲についてであります。前段の方の趣旨を踏まえた上で、その基本的な考え方についてお答えさせていただきますが、町による産業廃棄物処理施設設置については、いわゆる公共関与のあり方について、町としてどうあるべきかということであると考えます。

公共関与とは、従来は民間が担っている産業廃棄物の処理について、適正処理を確保するために必要と認められる場合には、地方公共団体が支出整備を行い補完的に産業廃棄物を処理できるようにするというものであります。

したがいまして、産業廃棄物処理施設を厚岸町が設置することについては、事業者処理の原則を踏まえ、まずその適正な処理についての指導や情報提供など、間接的な関与による必要な業務に努めていくことにとどめ、公共が処理業へ参入することによる民間処理業の圧迫や民間相互の競争による経営逼迫などの問題が発生しないよう、十分配慮していかなければならないと考えているところであり、私といたしましては、現時点において、町として産業廃棄物処理場を設置する考えはなく、今後とも当町の産業廃棄物に関する取り組みや情報交換を密にし、事業者の適正処理確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、町に緑を、花で潤いをとの観点から、コンキリエ周辺と道立少年自然の家及び北大厚岸臨海実験所などに通ずる町道実験所道路の斜面に、環境美化の観点から、芝桜などの植栽が考えられないかとのご質問にお答えいたします。

コンキリエの敷地、のり面を含め、道路などののり面は一般的には芝などで保護し、斜面の崩壊を防ぐ対策が施されております。つまり、芝や雑草の根の連結によ

り安定していると考えるべきであり、特に広いのり面については表面の芝や雑草の有無がのり面の安定に大きな影響を与えると考えられます。

仮に、道路などののり面に草花などを植える場合、斜面崩壊防止対策としての張り芝や雑草を除去しなければならないため、人工構造物などにより新たな対策が求められますし、大量の花苗を購入しなければならないなど、多額の費用が必要となります。

また、芝桜の維持管理は、雑草駆除や整枝、株分けなどに小まめな手入れをしなければ、鑑賞に耐えられる姿を維持できないと言われており、その労力の確保や人件費の捻出にも多くの困難が予想されます。

したがって、急斜面における芝桜などの連続的な植栽は技術的にも経済的にも多くの問題点があり、計画立案は難しいと考えております。

以上でございます。

議 長
5 番

5 番。

1 番の質問の 1 番議員の質問が上手だったので、あとの議員が大変困っておりますし、今、1 回目の町長の答弁ですと、できません、できませんというような話でございまして、何か 2 回目、3 回目の質問がやりにくくなってきたんですけれども、そうすると、この廃棄物処分場につきましては、答弁書の 2 ページの方を見ているんですけれども、結局町でつくらないので業者にやらせたり、そしてまた町がつくと業者の方の仕事がなくなるというような、私そういうふうにとったんですけれども……。

それで、これは産業廃棄物ですから山もいろいろな面であると思うんですけれども、海に関連しましては、これは町であれですよね、厚岸港とかで結局掃除したり、若竹の岸壁等で結構網だとかいろいろな漁箱だとかそれぞれ投げられて、町でも苦慮して業者にやらせてる感じもあります。

今、プラスチック製のものが多く出てきまして、これまた本当に苦慮している、漁民にしても農民にしても大変だなと、こう思っているんですけれども、そしてまた、業者が何か壊しても、倉庫壊しても何してもここで処分できませんので、釧路の方に行ってすごく高いような、これも町長の 1 回目の答弁ですと、町ができないから業者にやらせればというような、指導するからというようなことだろうと思うんですけれども、何かやっぱり町民としては、私はこれ今質問しまして、町の考え

方、1回目でわかったなんていう生意気なことは言いませんけれども、わかったつもりですけれども、これ町民としては、かなり産業廃棄物処分場の設置というんですか、つくっていただきたいというのはかなりの要望が多くあると思うんですね。

今もう箱にしても、魚箱にしても、昔の箱と違いまして、発泡といいますか脂でつくったああいうようなのがどんどん出てきていますし、大変な壊れたり、あるいは先ほども一般質問1番議員の質問でありますように、カキなんかにしましてもプラスチックの玉使っていますと、かなりいっぱいいかれたものが海に流れてきたり、投げたり、かなり汚れておりますし、それをまた町なり、それは今も言いましたけれども小さなことですけれども、やっぱりこれも予算の関係もあるでしょうし、いろいろあると思うんですけれども、今すぐと言わなくてもまた考えていただきたいというような感じもしております。

それから、この芝桜の関係でございますけれども、実は、参考までですけれども、5月31日に私が所属しております総務常任委員会で道内視察に行かせていただきました。美瑛それから東川、奈井江と3カ所行かせてもらったんですけれども、朝、5月31日は非常に厚岸も雨降りでございます、ここ役場の前6時半に行ったんですけれども、1日じゅう雨でしたけれども、月が変わりまして1日になりましたら今日のような晴天で、皆さんが朝早くから目を覚まして、8時半にバスに乗りまして、役場が9時半の予定でしたけれども、8時半にホテルを出ましたら、東川の役場に着きましたのが、五、六分でしたので、50分ぐらい時間がありまして、そして油を入れたり、なおかつ時間がありましたので東川を車で回っていたわけですが、そうしましたら山の方が赤くピンク色に映りまして、あれ一体どういふもんなんだろうかということでそこへ行かせていただきました。

そしたら、今私が質問しておりますように、厚岸のコンキリエは第三セクターでございますけれども、その東川にキトウシ森林公園がありまして、そこに物産展もあります。そしてまた、冬にはスキー場、そして今のパークゴルフ場等々ありまして、その周辺が芝桜に覆われていまして、非常にきれいだったんですね。それで、皆さんそれぞれ写真を撮ったりなんかして、でき上がった写真を見ましたら皆さん美男子に写っていたんですけれども、それで、その現場で私も、ああ厚岸のコンキリエも第三セクターでもありますし、これ七、八年前ですか、道路の縁に当時桜の先生という浅利先生をお迎えして植栽した経緯がありますけれども、そうすると今

それがきれいに花を咲かせてもらっておりますが、その縁に芝桜を植えてきれいにしますと、道の駅でもあるし、大変観光客を楽しませるのではないのかな。

それから、町長も本町の住民ですからわかるように、厚岸大橋を渡っていきますと、真っすぐ国泰寺の方が見えますが、桜の時期には赤く見えますけれども、その周辺に今言うように芝桜を植えられたら、桜の時期とそれからまた芝桜の時期で、真竜から本町に向かう人たちの目を楽しませるでないのかな。

これは、ですから今町長も言われますように、その当時行ってくれた運転手さんが小原さんでしたので、彼はそういう専門家でもありますし、いいなど言いながらバスを走らせたんですけれども、中川さんこれきつとずれてくるよと。今、町長が言っていましたように、雑草で芝でやっていますけれども、それをはがしたら恐らくずれてくるよと。だから、ちょっとやっぱり工夫も必要だろうからということで、ずれるかずれないか、やっぱり一遍にやらないで、少しずつやってみてぐあいを見ながら、そしてやられたらどうだろうかな。

それで、それがもしよければ、桜の木を植栽したように、町民に募って、そしてみんなで種をまいてもらう。

それから、若干愛冠の実験所の道路は、ちょっと私も見たけれども、急な道路の上がり口ですけれども、これはちょっと傾斜が厳しいですから、町民や何かではちょっと無理かなと思っているんですけれども、何かいい考えでないかなと思ひまして、東川のキトウシ森林公園を参考にしながら、どういうもんかなと思ひまして。そして、職員の皆さんも今回の質問に、私に質問するよという話もちょうど半分ありまして、よしじゃやってみようということで今回質問に立ったわけでごさいます、一般質問でなく何か代表質問のような感じで来ておりますので、無理かもしれませんが、ちょっと一部分でもやってみたらどうかと思ひまして質問したわけでごさいますので、よろしくお願ひいたします。

議 長
環境政策
課 長

環境政策課長。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

質問者おっしゃられました海ということでございますが、これは漁港というふう
に解釈させてご答弁させていただきたいと思ひます。

厚岸漁協に関しましては、一斉清掃等、それからある一部の不法投棄等によりまして、美観上よくないということで、厚岸清掃社の協力を依頼しまして清掃した経

緯がございます。

その際におきましても、基本的に産業廃棄物、それから法によるリサイクルにのっとるもの、例えばバッテリー、タイヤ、家電4品目——今回冷蔵庫が加わりまして5品目になりましたが、この5品目につきましては、町の施設では受け入れておりません。

それで、町の最終処分場それから焼却処理場で受け入れているものにつきましては、事業系一廃、いわゆる合わせ産廃として処理できるものについて受け入れてございます。

それから、漁港に限らず、自治会等の協力を得まして、町内一斉清掃等しております。この際には、空き地等に発泡等がかなりありまして、それから湖内清掃におきましては、風によって湖のずっと奥の方に発泡がかなりあって、4トントラックで四、五台、毎年排出というか収集されます。それにつきましては、有価物というかお金をかけて、産業廃棄物処理業者に持ち込むのではなくて、町の一般廃棄物処理施設、いわゆる中間処理施設の焼却場と最終処分場の合わせ産廃として、一般廃棄物処理の支障のない範囲によって処理をさせていただきます。

その際、焼却をせず、そういう発泡類につきましては、現在のところ埋め立て処理をしております。

それから、先ほどできない、できないという話でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第3条第1項並びに第11条第1項の規定によりましては、これは事業者がみずから処理をしなければならない、ということは、これは、私から言うまでもないことだとは思いますが、いわゆる営利を目的として業として商売をやられる、商いをされていると。その商いをする場合には、当然利益を追求するわけですから、それから出た廃棄物につきましては、みずからその利益の中から処理をする経費をきちっと見てやるということが大原則で、この法律がつくられているというふうに解釈されます。

なぜかといいますと、営利を目的としてやっている、業としてやっている者の廃棄物を一般廃棄物処理場で処理をするということは、いわゆる税と、町民の皆さん、市民の皆さん、国民の皆さんが納めた税等で施設整備をした一般廃棄物処理場の経費にかかわっている税を、営利を目的とした業者に対して投入すると、そういうことを排除するために事業者みずから処理をするということの廃処法の立法趣旨とい

議長
まちづくり
推進課長

うふうに理解しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

まちづくり推進課長。

芝桜の植栽の関係についてお答えを申し上げます。

都市計画とかそれから景観形成の面から考えますと、例えばコンクリエの斜面が芝桜で一面ピンクになっているというのはだれでも想像するところですが、私も、そうならなければきれいだなというふうに考えます。

しかし、いろいろ検討してみますと、遠くから見てピンクに染まるということは相当大規模な植栽というふうには、そういう前提で答弁をしておりますが、植栽をするということは、現状の張り芝とか吹きつけとかいろいろありますが、芝を生やしてその根で土どめをするという方法ではできませんので、畑をつくるという前提に立たなきゃならん。畑をつくるためには、もちろん表面の草をはいで、それから土を入れかえて、肥料をやってという、あるいはその手入れをするためには、斜面にありますと、作業路といったようなものをあらかじめ想定しなければならない。斜面のままでは手入れするというのは恐らくできないと思いますので、そういったことも必要だと思います。

そうしますと、そういう意味では技術的にいろいろな問題が出てくる。あるいはお金もかかるということを考えなければならないというふうに考えております。

しかし、全然全くできないということではありませんし、選択肢として、そういうところを利用して、芝桜を植栽をする。さらに道路ののり面も芝桜と人工の構造物、何か土どめをして見せるということは可能かもしれません。

しかしながら、現状においてはなかなか難しいのではないかとというふうに考えているところでありまして、むしろ今、私どもは、平たんなところで、特に道路の植樹升などを利用した花できれいにする活動を、民間の団体をお願いをしてやっています。そうした活動もまだまだ全体に行き渡っているわけではありません。もっとそういう意味から自主的な活動によって、町をきれいにするということに今のところは力を注いでいきたいと考えておりますので、お考え方は非常によくわかりますが、現状において実施する、実現するというについてはなかなか難しい問題があるというふうに考えております。

議長
5 番

5 番。

わかりました。

今、産業廃棄物は課長の方から、営利を目的としたものについては、業者がやるようにこれはもう法律で決まっているんだという。それから、海や何かで漁港の整備については、それはある程度一般の方で引き受けると。厚岸港のいろいろなものでも。だから、営利を目的としたあれには、法律に基づいて業者が責任を持ってやらなきゃならないと、そういう観点から、今私が言う処分場の設置については今後とも考えられないということですね。

それから、くどいようですけれども、芝桜は今課長の方から答弁ありましたように、非常に難しいということですが、だから私も先ほど言いましたように、検討して、ある程度種を植える、やっぱり道路も必要だしあれだから大部分にやらなくても、どこかの芝をはがして試験的にやって、大体私の言っていることはわかってくれたようですけれども、そういうような部分的に試験的にやってみて、もしそれがよければ、そういう方向で、予算もかかるとは思いますけれども、上がり口に道路に芝桜がきれいに咲いている光景を目の当たりしたら、考えたら、少々時間がかかっても金がかかっても、先ほど言いましたように道の駅でもあるし、非常に来るお客さんにも、あそこにやったからといって大々的にやっているところから見たら、本当に小さなものでしょうけれども、ある程度の桜の木もあるわけですから、桜が終わったら今度芝桜というような感じでどうかなと思いますので、今後ひとつ検討課題に入れていただいて、やっていただければなと思いますので、どうでしょうか。

以上でございます。

議 長

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、5番、中川議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答え申し上げます。

試験的にでもというお話でございました。コンクリエの建っているところは、もちろん町有地でありますけれども、それぞれ財産管理をしている部門があります。

さらには、実験所道路につきましては町道であります。そののり面には金網などが張られているところがたくさん多いわけです。金網で土をとめているんですね。そういう状況でありますので、試験ができるかどうかについても、今直ちにお答えすることはできませんが、可能であればということで、考えてはみたいというふう

に思っております。

議長 以上で……。

(発言する者あり)

議長 環境政策課長。

環境政策課長 先ほど町長の方から答弁させていただいておりますが、法による市町村の役割、いわゆる法第11条第2項及び第3項で、市町村の役割と都道府県の役割が分かれています。産業廃棄物につきましては、基本的に都道府県の役割になっております。都道府県は、同法に基づきまして、廃棄物処理計画というものをつくります。これは今のところ平成20年をめどにつくられておりますが、その中には、全道的な視野において、民間業者が処理し切れないものについては、道の財源等によりまして、産業廃棄物処理施設、いわゆる焼却炉それから最終処分場、いわゆる処分ですね、再利用ではなく、そういう施設を都道府県の権限においてつくるといふことの法の趣旨はございます。

したがいまして、市町村としてできる範囲は限られておりますが、厚岸町が例えばとてつもない産業廃棄物があるという場合には、道に要望して、年間100万トンの廃棄物があるという場合には、厚岸町にそういう廃棄物処理施設をつくってくれという余地は残されております。

ただしこれは、余地が残されているということであって、知事がつくるかつからないかの判断は、これはまた別でありまして、知事がつくると言っても、いわゆる国、環境省の許可がなければできませんという法律の仕組みになっているということで、ご理解賜りたいと思います。

議長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 16時50分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年6月16日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員

署名議員